
第二次丸亀市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月

丸 亀 市



目 次

第Ⅰ編 基本事項.....	1
1. 計画策定における基本事項.....	2
1.1 計画の目的.....	2
1.2 基本方針.....	2
1.3 計画対象.....	3
1.4 計画期間及び目標年次.....	4
1.5 計画の位置づけ.....	5
第Ⅱ編 ごみ処理基本計画.....	6
1. ごみ処理の現状と課題.....	7
1.1 ごみの分別区分と収集運搬体制.....	7
1.2 ごみ処理・処分の状況.....	10
1.3 ごみ排出量・処理量等の状況.....	13
1.4 ごみ処理の評価.....	19
1.5 ごみ処理の課題.....	21
2. ごみ排出量及び処理量の見込み.....	24
2.1 将来人口.....	24
2.2 ごみ排出量の見込み.....	25
2.3 ごみ処理量の見込み.....	28
3. ごみ排出量及び処理量の目標.....	31
3.1 国で定めている「廃棄物の減量化等の目標」.....	31
3.2 香川県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」.....	32
3.3 市で定める「廃棄物の減量化等の目標」.....	33
4. 目標の達成に向けた取組み.....	40
4.1 ごみの発生抑制・減量化の推進.....	42
4.2 ごみの分別と資源化の推進.....	44
4.3 環境負荷が小さいごみの適正処理の推進.....	46
5. 計画推進・管理体制の確立.....	52
5.1 管理評価システムの構築.....	52
5.2 不法投棄対策の強化.....	53
5.3 連携強化.....	53

第Ⅲ編 生活排水処理基本計画.....	54
1. 生活排水処理の現状と課題.....	55
1.1 水環境の概況と生活排水処理の必要性.....	55
1.2 生活排水処理の現状.....	56
1.3 生活排水処理の課題.....	65
2. 生活排水の処理計画.....	66
2.1 生活排水処理の基本方針.....	66
2.2 生活排水処理の目標.....	67
2.3 生活排水処理人口の推計.....	68
3. し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	71
3.1 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み.....	71
3.2 し尿・浄化槽汚泥の処理.....	71
3.3 その他.....	72
第Ⅳ編 参考資料.....	74
1. 用語の解説.....	75
2. 香川県の廃棄物の現状.....	83
2.1 香川県廃棄物処理計画（平成27年12月策定）.....	83
2.2 環境省一般廃棄物処理実態調査（平成26年度実績）結果.....	88
3. 丸亀市廃棄物減量等推進審議会.....	89
4. 計画策定の経緯.....	90

第 I 編 基本事項

1. 計画策定における基本事項

1.1 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定が義務付けられているものであり、長期的・総合的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本的な方針を定めるものです。

また、本計画は、丸亀市環境基本計画を上位計画として位置付け、その他関連計画とも整合を図ります。

1.2 基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画の「丸亀市環境基本計画」に示された本市の将来像とまちづくりの基本理念を受け継ぎます。

「自然と歴史が調和し 市民がつくる田園文化都市」

※第二次丸亀市環境基本計画の将来像

(2) 基本方針

今日の私たちの豊かさを支える大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造やライフスタイルの見直しにより、4R（リフューズ[廃棄物になるものを断る]、リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用]）及び廃棄物の適正処理による循環を基調とした生活の豊かさと、環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換が求められています。

また、水を取り巻く環境でも、生活排水による河川やため池の汚濁を防止し、快適な環境の保全及び創造が重要な課題になっています。

本計画においても、本市の特性を考慮しつつ、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指すものとします。

1.3 計画対象

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

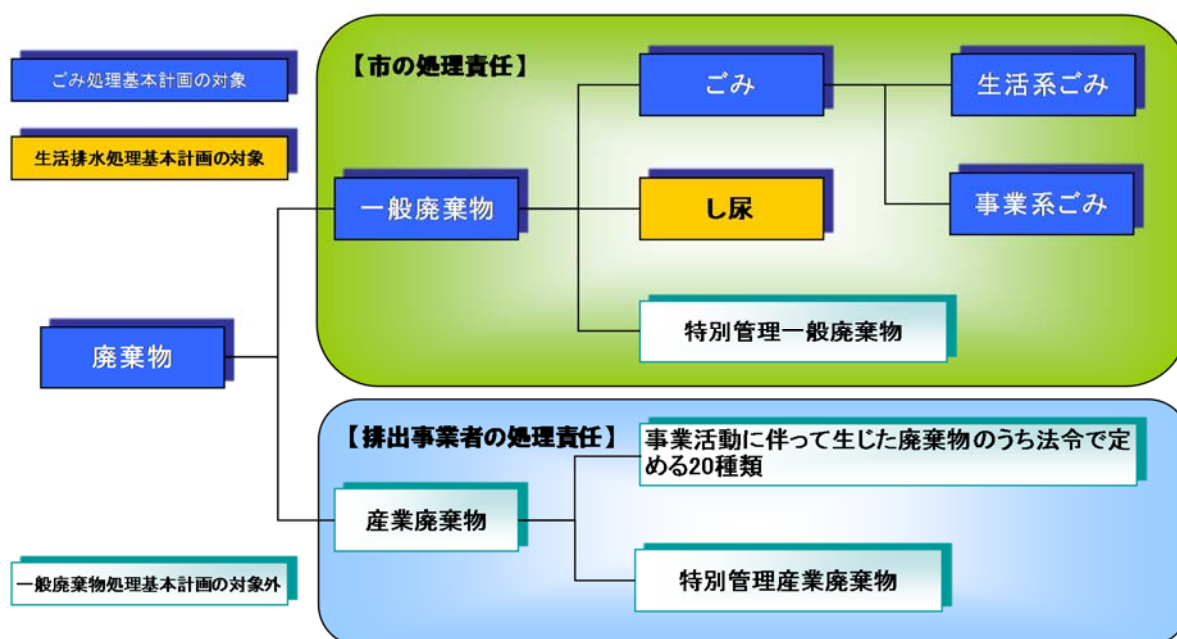


(2) 計画対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」及び「し尿（浄化槽汚泥を含む。）」とします。

※「ごみ」→「ごみ処理基本計画」で取り扱います。
 「し尿」→「生活排水処理基本計画」で取り扱います。

} 一般廃棄物処理基本計画



【一般廃棄物処理基本計画で扱う廃棄物】

(3) 計画範囲

本計画の範囲は、市内全域で発生する一般廃棄物の発生抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までとします。

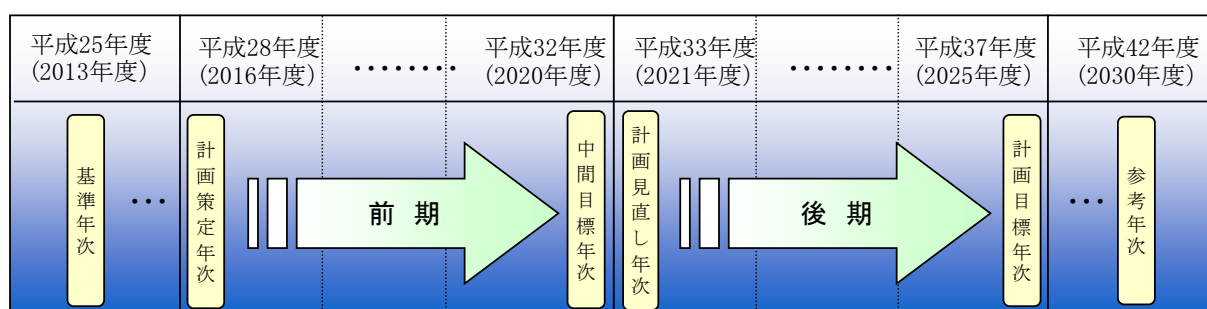
【計画基本事項】

1.4 計画期間及び目標年次

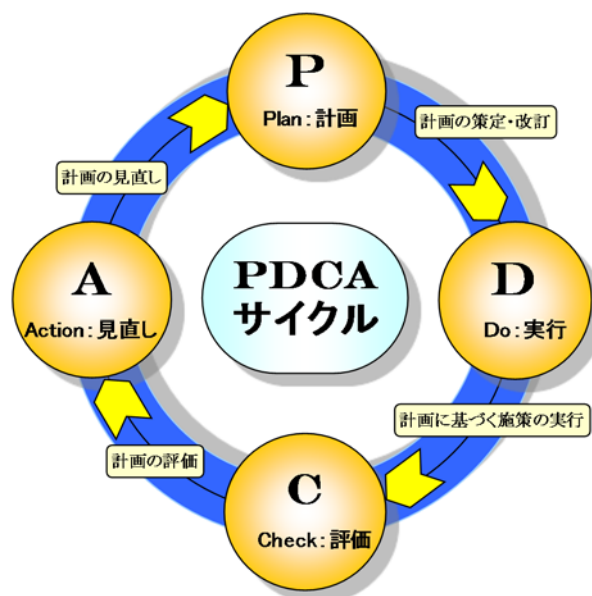
(1) 計画期間及び目標年次

本計画は平成28年度を計画策定年次とし、平成32年度を中間目標年次、平成37年度を計画目標年次とし、平成42年度を参考年次とします。

また、本計画は、国の指針に基づいて中間目標年次に見直しするほか、社会情勢の変化や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合や施設整備事業等の関連事業の進捗状況に応じて見直しを図るなど弾力的に対応するものとします。



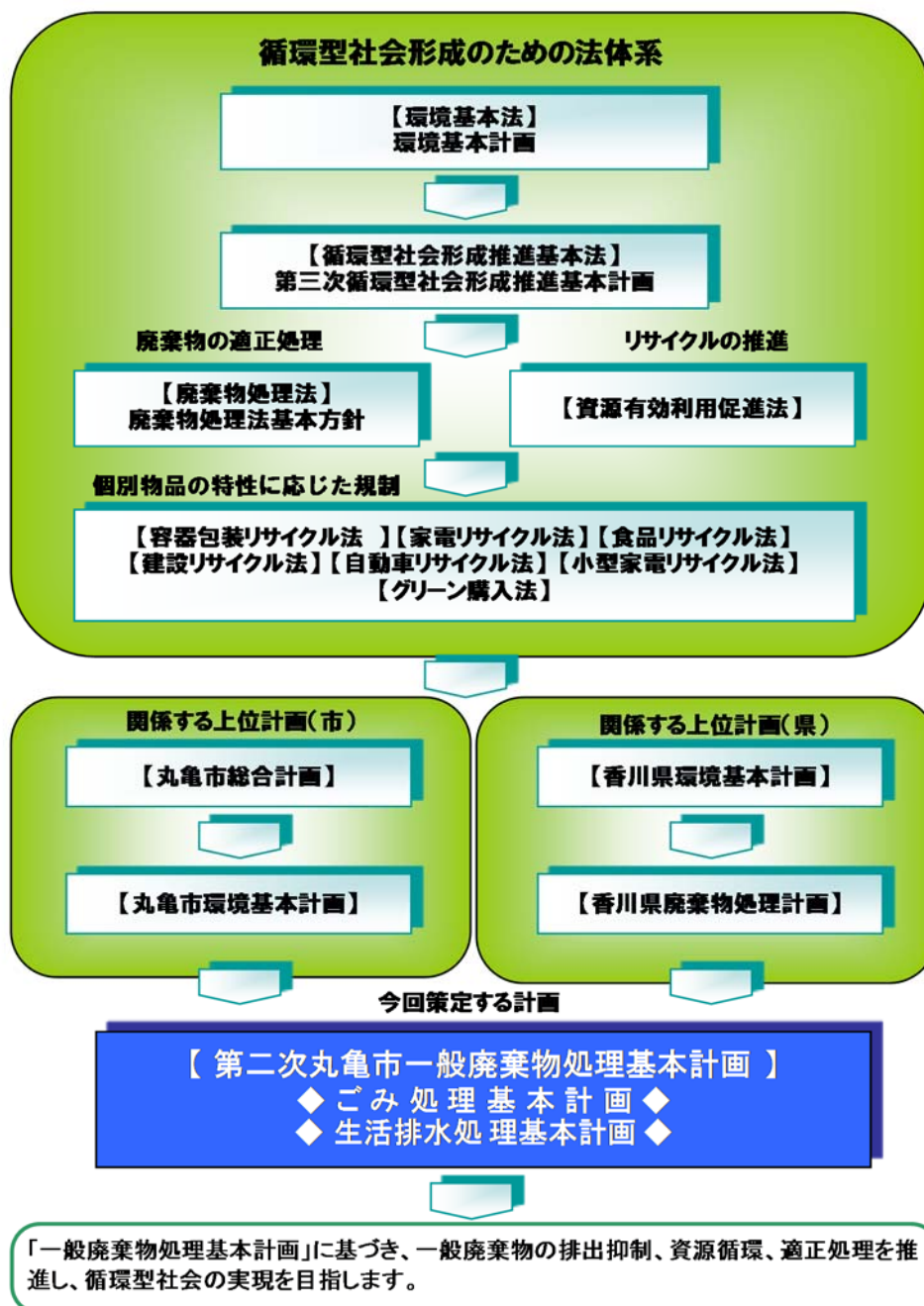
本計画で示した目標実現のために推進する取組みに関して、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Action(見直し)のいわゆるPDCAサイクルによる適切な進行管理を図り、継続的に計画の点検、評価、見直しを行うものとします。



1.5 計画の位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理基本計画についてとりまとめたもので、長期的・総合的な視点に立って、ごみ処理並びに生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものです。

本計画と他計画との位置付けは、下記のとおりです。



第Ⅱ編 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1.1 ごみの分別区分と収集運搬体制

(1) ごみの分別区分

本市における分別区分と対象品目は下表のとおりであり、一般廃棄物は4種類に分別され、資源ごみはさらに7品目に分類し、収集しています。

■ごみの分別区分と主な対象品目（現状）

分別区分	対象品目	
可燃ごみ (燃えるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆調理くず、残飯、貝殻 等 ◆紙くず、ちり紙、紙おむつ、すいがら、使い捨てカイロ 等 ◆包装等に使用されているやわらかいプラスチック類、ラップ類、パック類、チューブ類 ◆ほうき、箸、竹串 ◆繊維くず、ぬいぐるみ、まくら、ボール 等 ◆カップ類、発砲スチロール、トレイ類 ◆カセットテープ、ビデオテープ 等 ◆靴全般（安全靴を除く）、ハンドバッグ等ゴム・皮製品 ◆在宅医療に伴う廃棄物 ◆枯葉、小枝 等 	
不燃ごみ (破碎ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆陶器・金属の食器類 ◆鏡、ガラス類（耐熱ガラス、板ガラス、哺乳びん 等） ◆破碎が必要な硬いポリ類・プラスチック類 ◆一斗缶、バケツ、洗面器、歯ブラシ 等 ◆DVD、CD、レコード、ボールペン、針金、針金ハンガー、玩具 等 ◆植木鉢、花瓶 等 ◆やかん、鍋、フライパン 等 ◆刃物類、電球（蛍光灯以外） ◆ホースリール、安全靴 	
資源ごみ	◆缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製缶（ジュース・コーヒー缶、菓子・のり缶、カセットボンベ・スプレー缶、食用油缶等） ・アルミ製缶（ジュース、酎ハイ、ビール等）
	◆びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・駄びん ・生びん（ジュース、コーラ、ビール、酢、ウィスキー、一升びん等）
	◆紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞（広告紙含む） ・ダンボール ・雑誌、紙折箱、厚紙、紙袋、包装紙 ・牛乳パック、ジュースパック
	◆布類	
	◆ペットボトル	
	◆乾電池、水銀体温計、水銀温度計、ライター、傘、蛍光灯（電球型蛍光灯も含む） ◆小型家電	
粗大(大型)ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車、タンス・ソファ等、ふとん・毛布・じゅうたん等、ガスコンロ、カセットコンロ、テーブル、机、椅子、ベッド等 <p>※大きさがおおむね18リットル缶より大きく、一辺の長さが50cmを超えるもので、大の指定ごみ袋に入らない大型のもの。例えば、引越しなどで出る大型のごみをいいます。</p>	

【ごみ処理基本計画】

(2) 収集・運搬体制

①収集・運搬方法

●生活系ごみ

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、ステーション方式又は直接搬入も受け入れていきます。粗大ごみは、申込制による戸別収集又は直接搬入も受け入れていきます。

生活系ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの直接搬入は有料であり、粗大ごみ及び飼犬・猫等のペット死体の収集については、手数料を徴収しています。

●事業系ごみ

可燃ごみ、可燃性粗大ごみは、直接搬入又は事業者が市指定許可業者に収集・運搬を委託しており、直接搬入の場合は手数料を徴収しています。

■収集・運搬方法

排出区分	分別区分	収集方式	排出容器	ごみ収集・処理手数料	運搬先	
生活系	可燃ごみ	ステーション方式又は直接搬入も可	ステーションの場合は指定ごみ袋 直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	指定ごみ袋 大:40円/枚 大(マチ付):40円/枚 中:30円/枚 小:20円/枚 直接搬入の場合 100円/10kg	クリントピア丸亀	
	不燃ごみ					
	資源ごみ	缶類	ステーション方式	コンテナ	無料	クリーンセンター丸亀
		びん類		ひもで縛る		
		紙類				
		布類				
		ペットボトル				
乾電池、水銀計、傘、蛍光灯	透明・半透明袋					
小型家電	直接搬入	—				
	粗大ごみ	戸別収集又は直接搬入も可	—	有料※	クリントピア丸亀	
事業系	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	直接搬入又は許可業者に委託	直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	200円/10kg	クリントピア丸亀	

※主な品目の粗大ごみ手数料

主な品目	手数料
エレクトーン、オートバイ(原付50cc以下)、健康器具・トレーニング器具、ソファ(2人掛以上)、畳、棚(スチール製)、机(スチール製)、ベッド(スプリング入りのマットレスは除く)、ベンチ、ロッカー等	700円
編み機、椅子、一輪車、スーツケース、乳母車・シルバーカー、車椅子、下駄箱、コタツ、座卓、三輪車・自転車等	500円
衣装ケース・収納ケース、じゅうたん・カーペット、ふとん(2枚まで)、座布団・クッション(5枚まで)、毛布(2枚まで)等	300円
直接搬入の場合	100円/10kg

■収集頻度

分別区分		丸亀地区	飯山地区	綾歌地区
可燃ごみ		2回/週(一部1回)	2回/週	2回/週
不燃ごみ		2回/月(一部1回)	2回/月	2回/月
資源ごみ	缶類	概ね1回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)
	びん類			
	乾電池、水銀計、 傘、蛍光灯		2回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)
	紙類			
	布類			
	ペットボトル	1回/月	2回/月	2回/月
小型家電	随時			
粗大ごみ		随時		

※ごみ収集日は毎年度のごみ収集カレンダーによる。

②収集・運搬、処理主体

本市における収集・運搬、処理主体は、下記のとおりです。

生活系ごみは、市直営又は委託により収集・運搬を行い、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は中讃広域行政事務組合で、資源ごみの中間処理は市直営で行っています。

事業系ごみは、原則として、許可業者により収集・運搬が行われています。

また、最終処分は、中讃広域行政事務組合で行っています。

■収集・運搬・処理主体

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
収集・運搬	市直営・委託	市直営・委託	市直営	市直営
中間処理	組合 (クリントピア丸亀)	組合 (クリントピア丸亀)	組合 (クリントピア丸亀)	市直営 (クリーンセンター丸亀)
最終処分	組合 (エコランド林ヶ谷)	組合 (エコランド林ヶ谷)	組合 (エコランド林ヶ谷)	—

※組合：中讃広域行政事務組合

■収集車両

番号	車種	所有台数等
1	パッカー車	(2t)30台、(4t)2台
2	リサイクルパッカー車	6台
3	ダンプ	(2t)4台
4	トラック	(1.4t)4台、(2t)2台、(3t)3台、(8t)1台
5	軽四	1台
6	パトロール車	1台

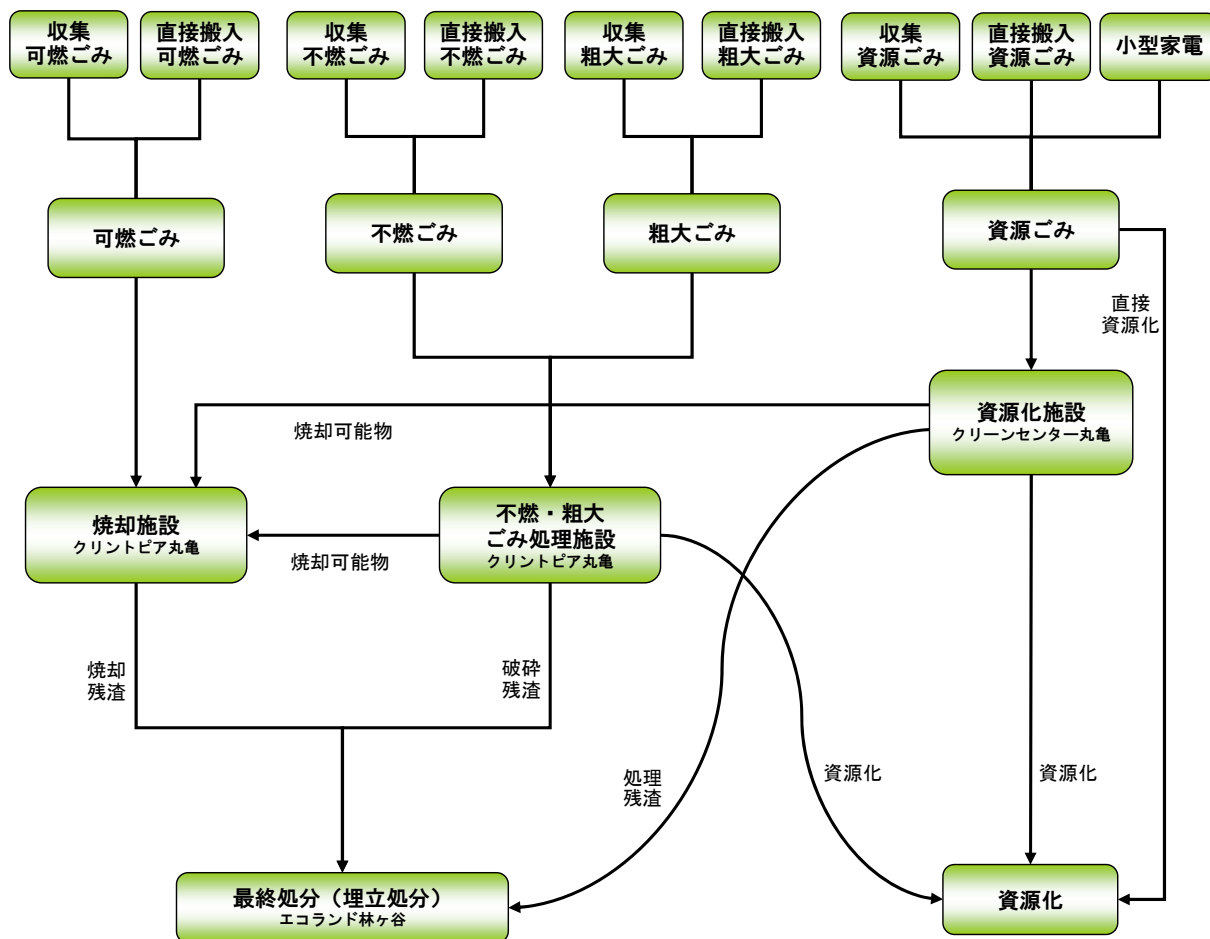
資料：丸亀市（平成28年4月1日現在、市保有車両のみ）

【ごみ処理基本計画】

1.2 ごみ処理・処分の状況

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは以下に示すとおりであり、市直営又は中讃広域行政事務組合による処理となっています。



【本市のごみ処理フロー図】

(2) ごみ処理施設

① 中間処理施設

本市の中間処理施設としては、中讃広域行政事務組合による焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設（クリントピア丸亀）及び本市単独の資源化施設（クリーンセンター丸亀）があります。

■ 焼却施設／不燃・粗大ごみ処理施設／リサイクルプラザ

項目	内容
施設名	クリントピア丸亀
所在地	香川県丸亀市土器町北一丁目 72 番地 2
焼却施設	炉形式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	焼却施設処理能力：260 t / 日 (130 t / 24 h × 2 炉)
	建設年度：(着工)平成 6 年 8 月、(竣工)平成 9 年 3 月
不燃・粗大ごみ 処理施設	選別の種類：4 種選別(鉄、アルミ、可燃物、不燃物)
	破砕機形式：堅型衝撃・せん断併用回転式
	処理能力：45 t / 5 h
リサイクルプラザ (エコ丸工房)	ガラス工房、機械工房、木工房、石けん工房 その他工房（古着古布、電気他） 展示ホール
供用開始年度	平成 8 年度
事業主体	中讃広域行政事務組合

■ 資源化施設

項目	内容
施設名	クリーンセンター丸亀
所在地	香川県丸亀市川西町南乙 66 番地 1
処理能力	P E T ボトル圧縮梱包機：500kg/h
	缶類選別機：600kg/h
	ビン類自動色選別機：800kg/h
処理方式	P E T ボトル：圧縮梱包
	缶類：磁力選別→圧縮成型
	ビン類：3 色種別カレット(無色・茶・その他)
建設年度	(竣工)平成 15 年 3 月
供用開始年度	平成 14 年度
事業主体	丸亀市

【ごみ処理基本計画】

②最終処分施設

本市の最終処分施設としては、中讃広域行政事務組合による最終処分場（エコランド林ヶ谷）と飯山町にある不燃物埋立地があります。

■最終処分場

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上 325 番 27
埋立容量	365,000 m ³ （残容量：110,609 m ³ ）※平成 27 年度末現在
埋立方法	セル方式＋サンドイッチ方式
埋立期間	平成 11 年度～平成 39 年度
浸出水処理施設	処理水量：70m ³ /日 処理方式：生物処理＋凝集沈殿
供用開始年度	平成 10 年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

項目	内容
施設名	飯山町不燃物埋立地
所在地	丸亀市飯山町東坂元
埋立容量	76,000 m ³ （残容量：40,416 m ³ ）
埋立方法	セル方式
埋立期間	昭和 61 年度～
浸出水処理施設	処理水量：26 m ³ /日 処理方式：接触酸化＋凝集沈殿
供用開始年度	昭和 61 年度
設置主体	丸亀市

1.3 ごみ排出量・処理量等の状況

(1) 年間排出量

ごみの総排出量は、平成 22 年度（中間目標年次）までは減少していましたが、平成 23 年度に増加に転じ、平成 27 年度（計画目標年次）では 36,617 t/年になり、平成 22 年度（中間目標年次）の排出量 34,867 t/年に比べて約 5%増加しています。

また、平成 27 年度の日平均排出量は約 99.9 t/日（日平均収集量：約 68.9 t/日、日平均直接搬入量：約 31.0 t/日）となっています。

ごみ区分別排出量割合は、可燃ごみ（82%）、資源ごみ（12%）、不燃ごみ（4%）、粗大ごみ（2%）となっており、可燃ごみと資源ごみを合わせると、総排出量の約 94%になります。

本市の過去 11 年間（平成 17 年度～平成 27 年度）のごみ排出量の実績は、次頁のとおりです。

(2) 1人1日当たり排出量

1人1日当たり排出量は、平成 17 年度から平成 22 年度までは減少していましたが、平成 23 年度に増加に転じ、平成 27 年度（計画目標年次）では 909.4g/人・日となり、平成 22 年度（中間目標年次）の排出量 864.7g/人・日に比べて約 5%増加しています。

本市における過去 11 年間（平成 17 年度～平成 27 年度）の 1人1日当たり排出量の実績は、次頁のとおりです。

【ごみ処理基本計画】

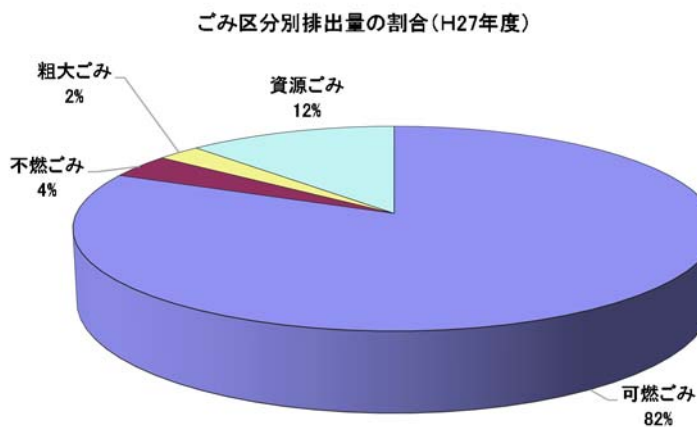
■ごみ排出量の実績表（平成 17 年度～平成 27 年度）

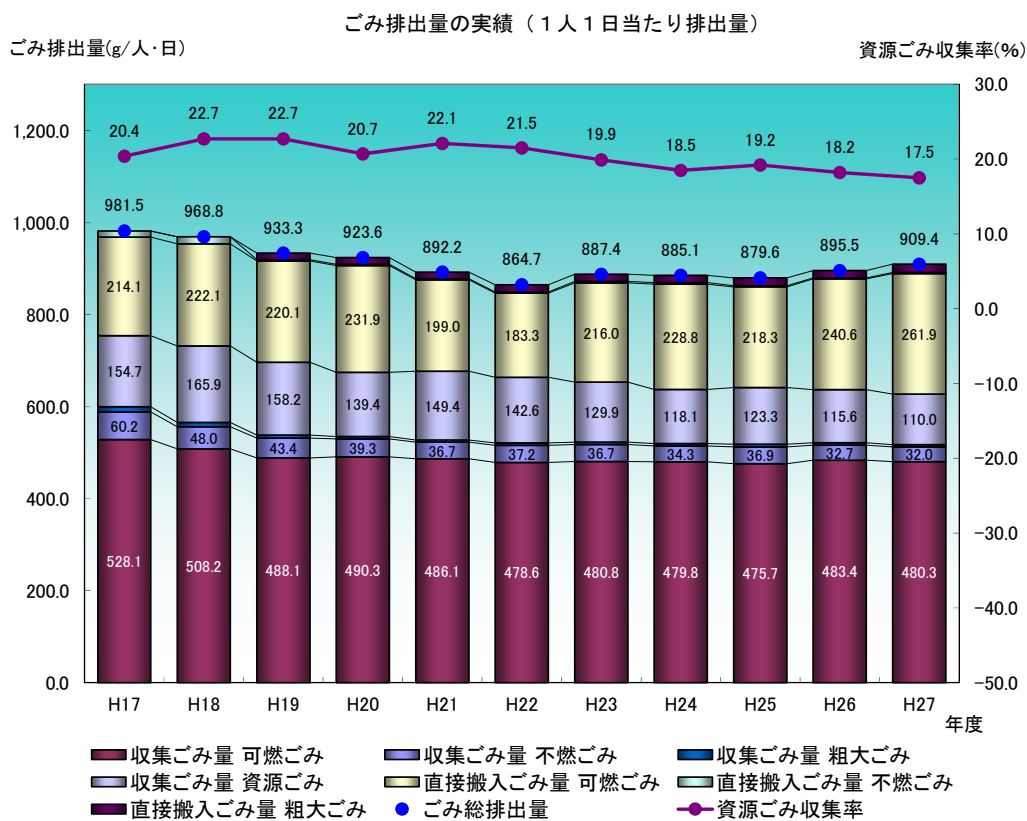
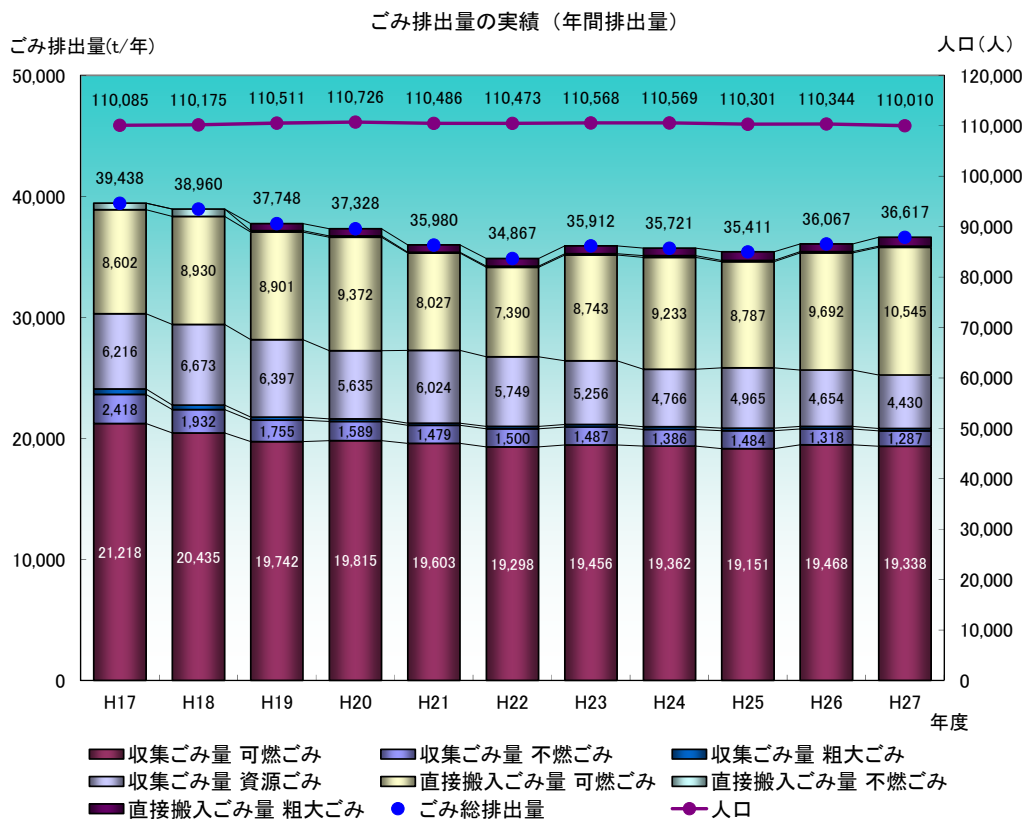
区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
人口	人	110,085	110,175	110,511	110,726	110,486	110,473	110,568	110,569	110,301	110,344	110,010	
収集ごみ量	可燃ごみ	t/年	21,218	20,435	19,742	19,815	19,603	19,298	19,456	19,362	19,151	19,468	19,338
		t/日	58.1	56.0	53.9	54.3	53.7	52.9	53.2	53.0	52.5	53.3	52.8
		g/人・日	528.1	508.2	488.1	490.3	486.1	478.6	480.8	479.8	475.7	483.4	480.3
	不燃ごみ	t/年	2,418	1,932	1,755	1,589	1,479	1,500	1,487	1,386	1,484	1,318	1,287
		t/日	6.6	5.3	4.8	4.4	4.1	4.1	4.1	3.8	4.1	3.6	3.5
g/人・日		60.2	48.0	43.4	39.3	36.7	37.2	36.7	34.3	36.9	32.7	32.0	
粗大ごみ	t/年	445	369	258	207	174	201	213	205	216	200	190	
	t/日	1.2	1.0	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	
	g/人・日	11.1	9.2	6.4	5.1	4.3	5.0	5.3	5.1	5.4	5.0	4.7	
資源ごみ	t/年	6,216	6,673	6,397	5,635	6,024	5,749	5,256	4,766	4,965	4,654	4,430	
	t/日	17.0	18.3	17.5	15.4	16.5	15.8	14.4	13.1	13.6	12.8	12.1	
	g/人・日	154.7	165.9	158.2	139.4	149.4	142.6	129.9	118.1	123.3	115.6	110.0	
計	t/年	30,297	29,409	28,152	27,246	27,280	26,748	26,412	25,719	25,816	25,640	25,245	
t/日	82.9	80.6	76.9	74.7	74.8	73.4	72.3	70.5	70.8	70.2	68.9		
g/人・日	754.0	731.3	696.0	674.2	676.5	663.3	652.7	637.3	641.2	636.6	627.0		
直接搬入ごみ量	可燃ごみ	t/年	8,602	8,930	8,901	9,372	8,027	7,390	8,743	9,233	8,787	9,692	10,545
		t/日	23.6	24.5	24.3	25.7	22.0	20.2	23.9	25.3	24.1	26.6	28.8
		g/人・日	214.1	222.1	220.1	231.9	199.0	183.3	216.0	228.8	218.3	240.6	261.9
	不燃ごみ	t/年	539	621	113	104	81	87	111	138	107	97	87
		t/日	1.5	1.7	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2
g/人・日		13.4	15.4	2.8	2.6	2.0	2.2	2.7	3.4	2.7	2.4	2.2	
粗大ごみ	t/年	0	0	582	606	592	642	646	631	701	638	740	
	t/日	0.0	0.0	1.6	1.7	1.6	1.8	1.8	1.7	1.9	1.7	2.0	
	g/人・日	0.0	0.0	14.4	15.0	14.7	15.9	16.0	15.6	17.4	15.8	18.4	
計	t/年	9,141	9,551	9,596	10,082	8,700	8,119	9,500	10,002	9,595	10,427	11,372	
t/日	25.1	26.2	26.2	27.7	23.8	22.2	26.0	27.4	26.3	26.6	28.6	31.0	
g/人・日	227.5	237.5	237.2	249.5	215.7	201.4	234.8	247.8	238.3	258.9	282.4		
ごみ総排出量	可燃ごみ	t/年	29,820	29,365	28,643	29,187	27,630	26,688	28,199	28,595	27,938	29,160	29,883
		t/日	81.7	80.5	78.2	80.0	75.7	73.1	77.1	78.3	76.6	79.9	81.6
		g/人・日	742.1	730.2	708.2	722.2	685.1	661.9	696.8	708.5	693.9	724.0	742.2
	不燃ごみ	t/年	2,957	2,553	1,868	1,693	1,560	1,587	1,598	1,524	1,591	1,415	1,374
		t/日	8.1	7.0	5.1	4.7	4.3	4.3	4.4	4.2	4.4	3.9	3.7
g/人・日		73.6	63.5	46.2	41.9	38.7	39.4	39.5	37.8	39.5	35.1	34.1	
粗大ごみ	t/年	445	369	840	813	766	843	859	836	917	838	930	
	t/日	1.2	1.0	2.3	2.3	2.1	2.4	2.4	2.3	2.5	2.2	2.5	
	g/人・日	11.1	9.2	20.8	20.1	19.0	20.9	21.2	20.7	22.8	20.8	23.1	
資源ごみ	t/年	6,216	6,673	6,397	5,635	6,024	5,749	5,256	4,766	4,965	4,654	4,430	
	t/日	17.0	18.3	17.5	15.4	16.5	15.8	14.4	13.1	13.6	12.8	12.1	
	g/人・日	154.7	165.9	158.2	139.4	149.4	142.6	129.9	118.1	123.3	115.6	110.0	
計	t/年	39,438	38,960	37,748	37,328	35,980	34,867	35,912	35,721	35,411	36,067	36,617	
t/日	108.0	106.8	103.1	102.4	98.6	95.6	98.3	97.9	97.1	98.8	99.9		
g/人・日	981.5	968.8	933.3	923.6	892.2	864.7	887.4	885.1	879.6	895.5	909.4		
資源ごみ収集率	収集資源ごみ ÷ 収集ごみ	%	20.4	22.7	22.7	20.7	22.1	21.5	19.9	18.5	19.2	18.2	17.5
事業系ごみ排出量	t/年	8,653	8,964	8,917	9,333	7,912	7,215	8,565	9,075	8,624	9,519	10,401	
直接搬入ごみ量に対する割合(%)	%	94.7	93.9	92.9	92.6	90.9	88.9	90.2	90.7	89.9	91.3	91.5	
生活系ごみ排出量	収集(可燃+不燃ごみ)	t/年	23,636	22,367	21,497	21,404	21,082	20,798	20,943	20,748	20,635	20,786	20,625
g/人・日	588.2	556.2	531.5	529.6	522.8	515.8	517.5	514.1	512.5	516.1	512.2		

※中間目標年次：平成 22 年度、計画目標年次：平成 27 年度

※事業系ごみは直接搬入ごみ量に含まれています。

※1人1日当たり排出量は「単位：g/人・日」の行に記載しています。





(3) 年間処理量

年間処理量は、ごみ総排出量と同様に、平成 17 年度から平成 22 年度までは減少していましたが、平成 23 年度以降は増加傾向となっています。

処理区別にみると、焼却処理量は年間処理量と同様に平成 23 年度に減少から増加に転じていますが、資源化処理量及び最終処分量は平成 17 年度から減少傾向で推移しています。

平成 27 年度（計画目標年次）では、焼却処理量 30,892 t/年、資源化処理量 4,758 t/年、最終処分量 4,271 t/年となり、平成 22 年度（中間目標年次）に比較して、焼却処理量は約 11%増加し、資源化処理量及び最終処分量はそれぞれ約 22%、約 3%減少しています。

リサイクル率については、平成 27 年度では約 13.0%となっており、平成 22 年度（中間目標年次）の 17.5%を約 4.5%下回っています。

本市の過去 11 年間（平成 17 年度～平成 27 年度）のごみ処理量（焼却処理、最終処分）及び資源化処理量の実績は、次頁のとおりです。

(4) 1人1日当たり処理量

1人1日当たり処理量についても、年間処理量の推移と同様の傾向を示しており、焼却処理量は平成 22 年度までは減少していましたが、平成 23 年度以降は増加傾向にあり、資源化処理量及び最終処分量は平成 17 年度から減少傾向で推移しています。

平成 27 年度（計画目標年次）では、焼却処理量 767.2g/人・日、資源化処理量 118.2g/人・日、最終処分量 106.1g/人・日となり、平成 22 年度（中間目標年次）に比較して、焼却処理量は約 12%増加し、資源化処理量及び最終処分量はそれぞれ約 22%、約 3%減少しています。

本市における過去 11 年間（平成 17 年度～平成 27 年度）の 1人1日当たり処理量の実績は、次頁のとおりです。

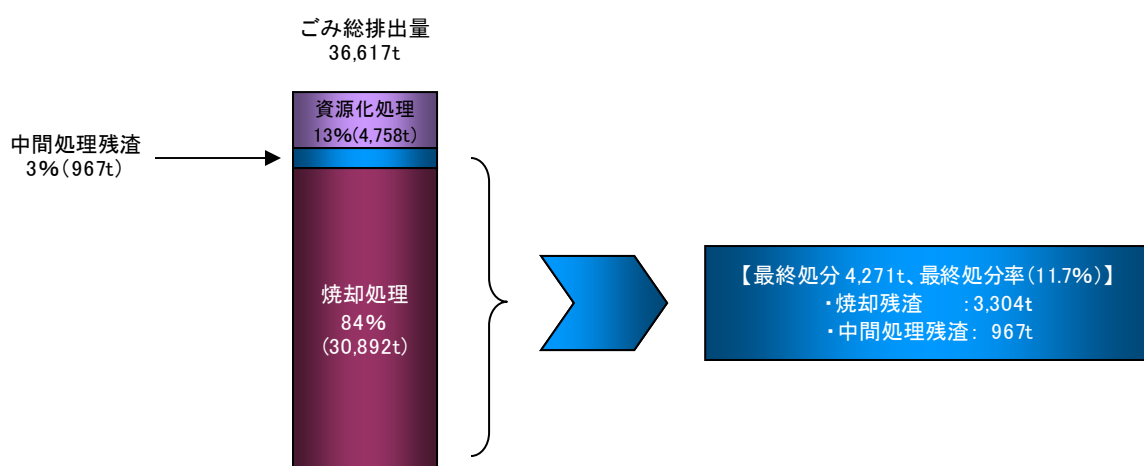
■ごみ処理量の実績表（平成 17 年度～平成 27 年度）

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27		
人口	人	110,085	110,175	110,511	110,726	110,486	110,473	110,568	110,569	110,301	110,344	110,010		
ごみ総排出量	t/年	39,438	38,960	37,748	37,328	35,980	34,867	35,912	35,721	35,411	36,067	36,617		
焼却処理	直接焼却	t/年	29,820	29,365	28,643	29,186	27,630	26,688	28,199	28,596	27,937	29,160	29,883	
		t/日	81.7	80.5	78.3	80.0	75.7	73.1	77.0	78.3	76.5	79.9	81.6	
		g/人・日	742.1	730.2	708.2	722.2	685.1	661.9	696.8	708.6	693.9	724.0	742.2	
	中間処理後焼却	t/年	2,500	2,270	1,411	1,163	1,016	1,051	1,102	1,066	1,092	1,002	1,009	
		t/日	6.8	6.2	3.9	3.2	2.8	2.9	3.0	2.9	3.0	2.7	2.8	
		g/人・日	62.2	56.4	34.9	28.8	25.2	26.1	27.2	26.4	27.1	24.9	25.1	
	計	t/年	32,320	31,635	30,054	30,349	28,646	27,739	29,301	29,662	29,029	30,162	30,892	
		t/日	88.5	86.7	82.2	83.2	78.5	76.0	80.0	81.2	79.5	82.6	84.4	
		g/人・日	804.4	786.7	743.0	750.9	710.3	687.9	724.1	735.0	721.0	748.9	767.2	
	資源化处理	直接資源化	t/年	4,728	4,991	4,764	3,911	3,786	3,960	3,654	3,232	3,382	3,096	2,943
			t/日	13.0	13.7	13.0	10.7	10.4	10.8	10.0	8.9	9.3	8.5	8.0
			g/人・日	117.7	124.1	117.8	96.8	93.9	98.2	90.3	80.1	84.0	76.9	73.1
中間処理後資源化		t/年	1,713	1,889	1,894	2,113	2,104	2,126	2,027	1,920	2,017	1,812	1,815	
		t/日	4.7	5.2	5.2	5.8	5.8	5.8	5.5	5.3	5.5	5.0	5.0	
		g/人・日	42.6	47.0	46.8	52.3	52.2	52.7	50.1	47.6	50.1	45.0	45.1	
集団回収		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計		t/年	6,441	6,880	6,658	6,024	5,890	6,086	5,681	5,152	5,399	4,908	4,758	
		t/日	17.7	18.9	18.2	16.5	16.2	16.6	15.5	14.2	14.8	13.5	13.0	
		g/人・日	160.3	171.1	164.6	149.1	146.1	150.9	140.4	127.7	134.1	121.9	118.2	
最終処分	直接埋立	t/年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		g/人・日	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	焼却残渣	t/年	4,513	4,225	3,570	3,610	3,450	3,347	3,374	3,285	3,226	3,109	3,304	
		t/日	12.4	11.6	9.8	9.9	9.5	9.2	9.2	9.0	8.8	8.5	9.0	
		g/人・日	112.3	105.1	88.3	89.3	85.5	83.0	83.4	81.4	80.1	77.2	82.1	
	中間処理残渣	t/年	674	444	1,036	955	1,444	1,042	1,001	1,046	991	981	967	
		t/日	1.8	1.2	2.8	2.6	4.0	2.9	2.7	2.9	2.7	2.7	2.6	
		g/人・日	16.8	11.0	25.6	23.6	35.8	25.8	24.7	25.9	24.6	24.4	24.0	
	計	t/年	5,190	4,670	4,606	4,565	4,894	4,389	4,375	4,331	4,217	4,090	4,271	
		t/日	14.2	12.8	12.6	12.5	13.5	12.1	11.9	11.9	11.5	11.2	11.6	
		g/人・日	129.2	116.1	113.9	113.0	121.4	108.8	108.1	107.3	104.7	101.6	106.1	
リサイクル率	資源化处理総量 ÷ 総排出量	%	16.3	17.7	17.6	16.1	16.4	17.5	15.8	14.4	15.2	13.6		

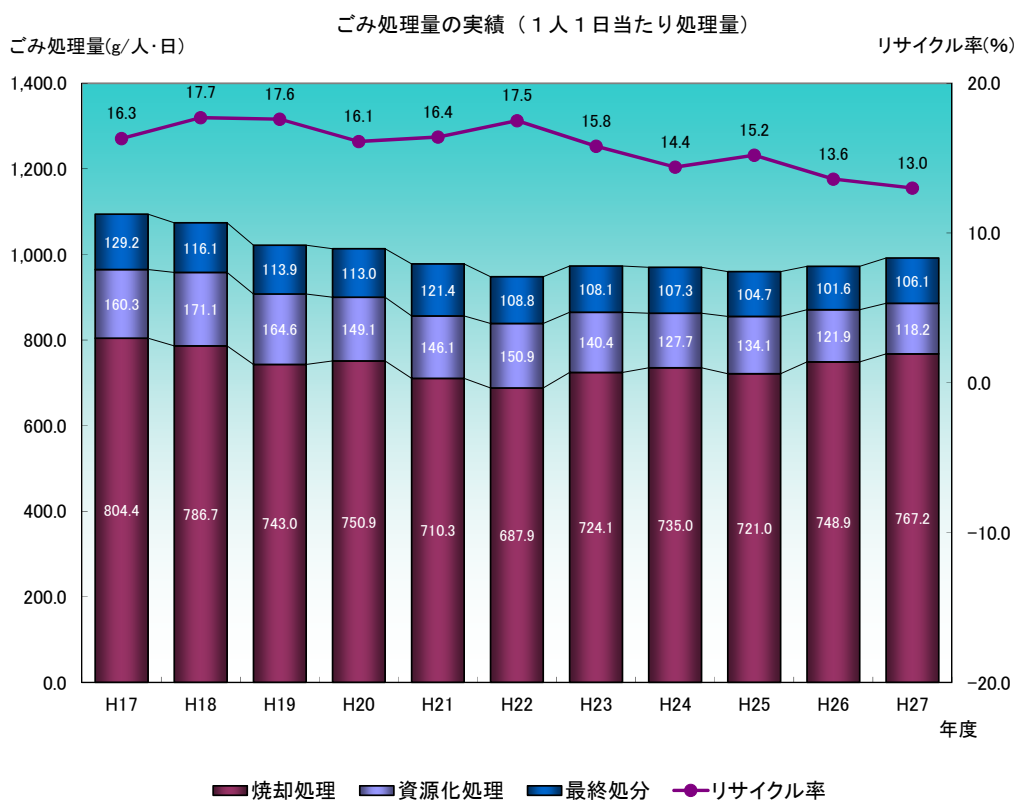
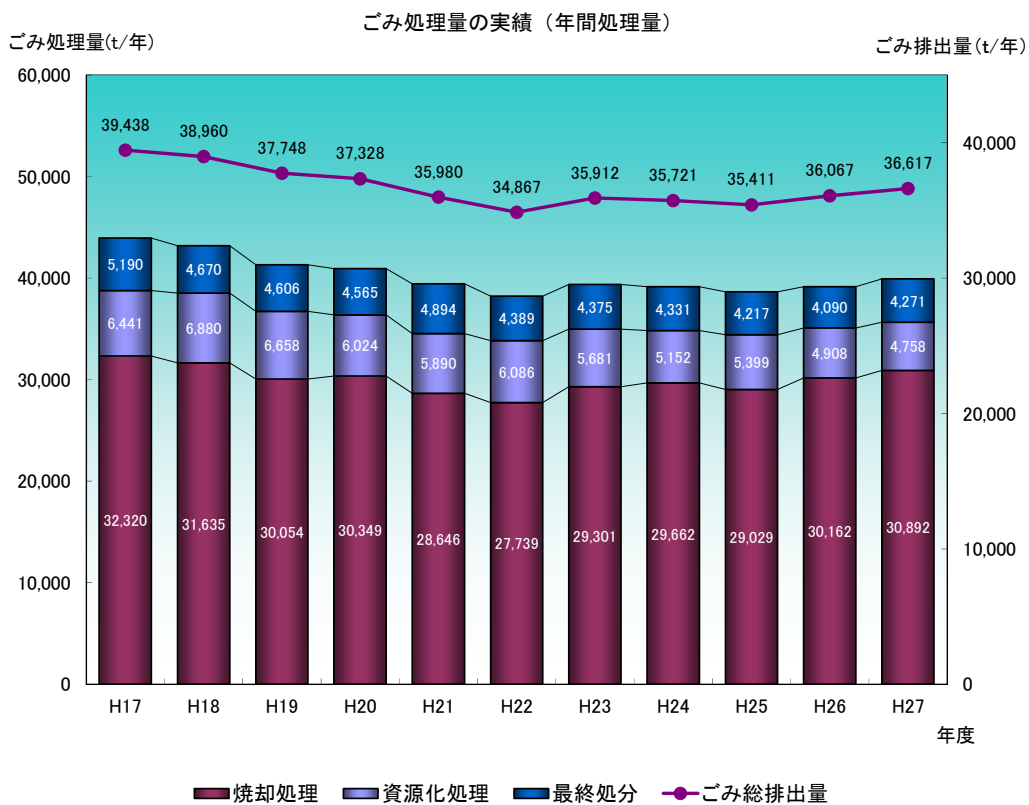
※中間目標年次：平成 22 年度、計画目標年次：平成 27 年度

※ 1 人 1 日当たり処理量は「単位：g/人・日」の行に記載しています。

ごみ処理区別処理量の割合（H27 年度）



【ごみ処理基本計画】



1.4 ごみ処理の評価

本市におけるごみ処理の評価については、前項までに整理したごみ処理の実績をもとに、見直し策定時（平成 23 年度）において設定した計画目標（平成 27 年度）に照らして評価します。

(1) 発生抑制、再生利用、最終処分量に関する基本目標（本市の目標）

項目	計画目標値 平成 27 年度	本市の実績 (H27 年度実績)	計画目標 達成状況
目標① 1人1日当たりのごみ排出量(原単位) ※生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量を含む総排出量	平成 12 年度比で約 21%削減する。 ■H27 目標値 815g/人・日	■H12 年度実績 1,036g/人・日 ■H27 年度実績 909g/人・日 △127g/人・日 (12.3%削減)	■未達成(×) H27 年度実績では、H12 年度実績から排出量を約 12%削減しましたが、目標を達成することができませんでした。
目標② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(原単位) ※資源ごみ、集団回収を除く	平成 12 年度比で約 25%削減する。 ■H27 目標値 480g/人・日	■H12 年度実績 638g/人・日 ■H27 年度実績 512g/人・日 △126g/人・日 (19.7%削減)	■未達成(×) H27 年度実績では、H12 年度実績から排出量を約 20%削減しましたが、目標を達成することができませんでした。
目標③ 事業系ごみ排出量	平成 12 年度比で約 20%削減する。 ■H27 目標値 6,471 t/年	■H12 年度実績 8,089 t/年 ■H27 年度実績 10,401 t/年 ▼2,312 t/年 (28.6%増加)	■未達成(×) H27 年度実績では、H12 年度実績から排出量が約 29%増加し、目標を達成することができませんでした。
目標④ リサイクル率(%)	約 20%にする。	■H21 年度実績 16.4% ■H27 年度実績 13.0% (3.4%低下)	■未達成(×) H27 年度実績では H21 年度実績から 3.4%下回り、目標を達成することができませんでした。
目標⑤ 資源ごみ収集率(%)	約 22%にする。	■H17 年度実績 20.4% ■H27 年度実績 17.5% (2.9%低下)	■未達成(×) H27 年度実績では、H17 年度実績から 2.9%下回り、目標を達成することができませんでした。

本市の計画目標に対して、すべての項目で目標を達成できませんでした。

1人1日当たりのごみ排出量及び生活系ごみ排出量は、平成 12 年度の排出量から、それぞれ約 12%、約 20%を削減しましたが、計画目標を達成できませんでした。

事業系ごみ排出量は、計画目標を達成できなかったことに加え、平成 12 年度の排出量から約 29%増加しています。ごみ区分別にみると、可燃ごみの増加が著しく、目標未達成の原因と考えられます。

また、資源ごみ収集率についても計画目標は達成できませんでしたが、民間拠点回収地点の充実やペーパーレス化の推進等による資源ごみ収集量の減少が原因と考えられます。

参考までに香川県実績（H26 年度）によると、リサイクル率の削減目標は全県レベルにおいても満足することができませんでした。

※香川県実績（H26 年度）

・リサイクル率 H26 年度：19.3%、H21 年度に対して 1.6%低下（目標未達成）

【ごみ処理基本計画】

(2) 廃棄物処理に係る国の目標値に対する達成状況（本市に適用した場合）

項目	国の目標値 平成 27 年度	本市の実績 (H27 年度実績)	国の目標 達成状況
ごみ総排出量	1 人 1 日当たりごみ総排出量を平成 27 年度に 996g/人・日とする。	■H27 年度実績 909.4g/人・日	■達成 (○) H27 年度実績では、国の目標値を達成しています。
リサイクル率	リサイクル率を平成 27 年度に約 25%とする。	■H27 年度実績 13.0%	■未達成 (×) H27 年度実績では、国の目標を大きく下回っています。
最終処分量	最終処分量を平成 27 年度に約 11%とする。	■H27 年度実績 11.7%	■未達成 (×) H27 年度実績では、国の目標をわずかに下回っています。

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」

(平成 25 年 4 月改訂 環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

(3) 廃棄物処理に係る香川県の目標値に対する達成状況（本市に適用した場合）

項目	県の目標値 平成 27 年度	本市の実績 (H27 年度実績)	県の目標 達成状況
ごみ総排出量	ごみ総排出量を平成 21 年度実績に対し、平成 27 年度で 10%削減する。	■H21 年度実績 35,980 t/年 ■H27 年度実績 36,617 t/年 ▼637 t/年 (1.8%増加)	■未達成 (×) H27 年度実績では、H21 年度実績から 1.8%増加しており、県目標を下回っています。
リサイクル率	リサイクル率を平成 27 年度に約 24%にする。	■H21 年度実績 16.4% ■H27 年度実績 13.0%(3.4%低下) ※香川県実績 ■H21 年度実績 20.9% ■H26 年度実績 19.3%(1.6%低下)	■未達成 (×) H27 年度実績では、H21 年度実績から約 3.4%低下し、県の目標を下回っています。 県実績でも 19.3%(1.6%低下)となっており、全県レベルで目標を達成できない見込みです。
最終処分量	最終処分量を平成 21 年度実績に対し、平成 27 年度で 18%削減する。	■H21 年度実績 4,894 t/年 ■H27 年度実績 4,271 t/年 △ 623 t/年 (12.7%削減) ※香川県実績 ■H21 年度実績 42,869 t/年 ■H26 年度実績 35,009 t/年 (18.3%削減)	■未達成 (×) H27 年度実績では 12.7%削減を実現しましたが、県目標を下回っています。 県実績(H26 実績)では 18.3%削減となっており、全県目標は達成できる見込みです。
1 人 1 日当たりの排出量	1 人 1 日当たり排出量を平成 21 年度実績に対し、平成 27 年度に 60g 削減する。	■H21 年度実績 892.2g/人・日 ■H27 年度実績 909.4g/人・日 ▼ 17.2g/人・日 (1.9%増加) ※香川県実績 ■H21 年度実績 914g/人・日 ■H26 年度実績 893g/人・日 △ 21g/人・日	■未達成 (×) H27 年度実績では、H21 年度実績から約 17g 増加しており、県の目標を下回っています。 県実績では、H21 年度実績から 21g 削減となっており、全県レベルで達成できない見込みです。

資料：「香川県廃棄物処理計画（平成 27 年 12 月）」、一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度・環境省）

1.5 ごみ処理の課題

本市のごみ処理に関する課題を、発生抑制・資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分
の各段階において抽出しました。

(1) 発生抑制・資源化

① 1人1日当たりのごみ排出量の削減

【背景】

本市の平成27年度における1人1日当たりのごみ排出量は909.4g/人・日で、県平均
(平成26年度、893g/人・日)を上回っており、本市が設定した「ごみ排出量の削減目
標」についても達成していないため、環境への負荷軽減と循環型社会の形成に向けて、
今後とも継続してごみの排出量の削減に取り組んでいくことが求められます。

【課題】

- ◆ 1人1日当たりのごみ排出量の削減（発生抑制）
- ・ ごみ総量の82%を占める可燃ごみの発生抑制
- ・ ごみ排出量の削減に関する啓発

② リサイクル率の向上

【背景】

本市の平成27年度におけるリサイクル率は13.0%で、県平均(平成26年度、19.3%)を
6.3%、全国平均(平成26年度、20.6%)を7.6%下回っています。また、本市が設定し
た「リサイクル率の目標値(20%)」についても達成することができませんでした。

今後の課題として、従来の資源ごみ分別品目と合わせて、4Rの啓発、分別排出の推
進を図り、リサイクル意識の定着を進めるとともに、市民と行政が一体となって減量化・
再資源化を推進することが求められます。

【課題】

- ◆ リサイクル率の向上対策
- ・ 分別の徹底による資源ごみの増加
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみの減量に伴う相対的な資源ごみ排出割合の増加(リサイクル率向上)
- ・ リサイクル意識の啓発

(2) 収集・運搬

①ごみの収集・運搬体制の検討

【背景】

本市で排出されるごみは、現在、ステーション方式による収集方式を採用していますが、ごみの収集・運搬体制については、効率的でかつ公平な収集・運搬計画に適宜見直しを行い実行していくことが求められます。

【課題】

- ◆計画的な収集・運搬計画の策定
- ◆ごみ集積所の適正な配置と適正な維持管理

(3) 中間処理

①中間処理施設の適正な維持管理

【背景】

本市の中間処理は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合ごみ処理施設（クリントピア丸亀）において焼却処理と破砕選別処理を行い、処理残渣は中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）で埋立処分を行っています。

資源ごみは、本市資源化施設（クリーンセンター丸亀）において、缶類の選別・圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包、びん類の選別を行っています。

今後とも、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに関しては、現況どおり中讃広域行政事務組合において焼却処理と破砕選別処理を行います。さらに、資源ごみに関しては、現況どおり缶類、びん類、ペットボトルの処理を行います。

また、これら現有施設の適正な維持管理を図っていくものとします。

【課題】

- ◆中間処理施設の適正な維持管理
 - ・中間処理施設の適正な維持管理
 - ・中間処理施設の長寿命化計画
 - ・ごみ排出量の削減（関連課題、再掲）
 - ・リサイクルの推進（関連課題、再掲）

(4) 最終処分

①最終処分場の適正な維持管理

【背景】

最終処分の対象としているごみの種類は、焼却残渣、不燃・粗大ごみ破碎残渣等であり、中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）において埋立処分を行っています。

埋立処分の目的は、生活環境の保全上支障が生じない方法で廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化・無害化することにあります。この目的を達成するため、減量・減容化の努力を講じ、埋立処分対象物、埋立処分量、地域環境等を考慮して適正な処分を今後とも実施していくものとします。

【課題】

◆最終処分施設の適正な維持管理

- ・最終処分場の適正な維持管理
- ・最終処分場の延命化
- ・ごみ排出量の削減（関連課題、再掲）
- ・リサイクルの推進（関連課題、再掲）
- ・中間処理施設の適正な維持管理（関連課題、再掲）

2. ごみ排出量及び処理量の見込み

2.1 将来人口

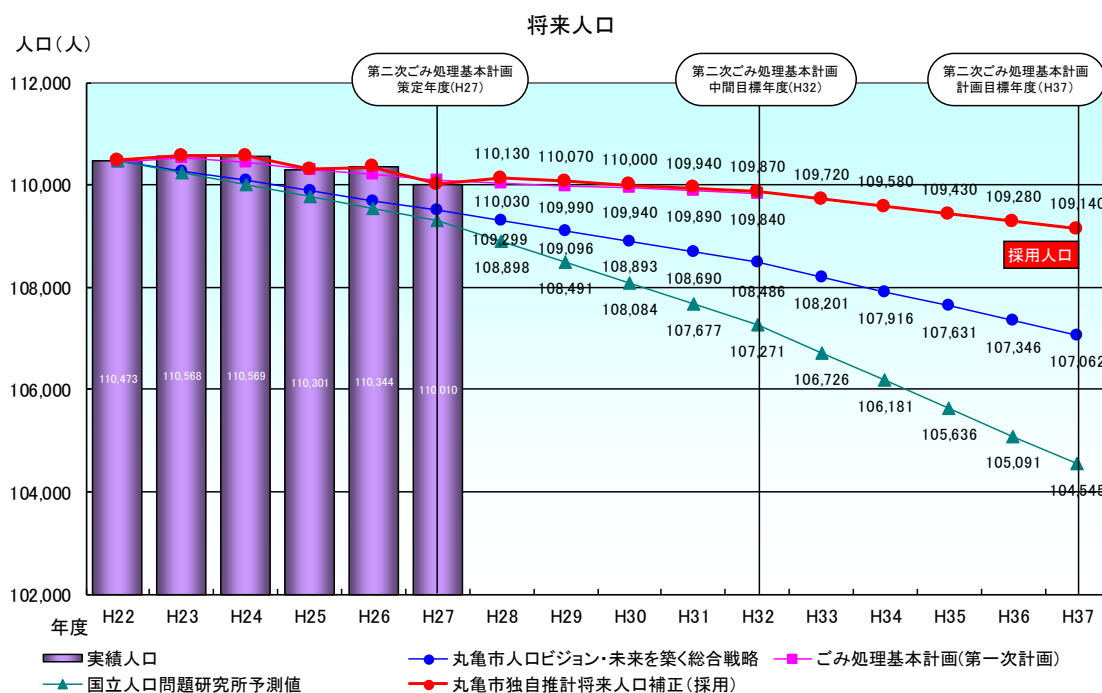
本計画の将来人口は、「丸亀市人口ビジョン・丸亀市未来を築く総合戦略」に示されている将来人口を基本として、平成27年度までの実績人口との乖離(かいり)を考慮し補正したものを採用することとします。

■将来人口

単位：人

区分	H22年度	H27年度	H32年度 (中間目標)	H37年度 (計画目標)
丸亀市未来を築く総合戦略	110,473	109,502	108,486	107,062
実績人口(国勢調査)	110,473	110,010	—	—
ごみ処理基本計画(第一次計画)	110,446	110,080	109,840	
ごみ処理基本計画(採用人口) (丸亀市独自推計将来人口を補正)	110,473	110,010	109,870	109,140
国立人口問題研究所予測値(参考)	110,473	109,305	107,271	104,545

※「丸亀市未来を築く総合戦略」の推計値は、丸亀市独自推計将来人口とします。
 ※実績値は国勢調査人口



2.2 ごみ排出量の見込み

将来において、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けた場合、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかについて予測を行います。

今後、ごみの発生抑制に向けた改善策をこれまでどおり継続する場合、1人1日当たりのごみ排出量(ごみの原単位)は過年度と同様のペースで推移すると考えられることから、ごみの排出量予測は、時系列分析(トレンド法)により算定します。なお、過年度の実績値に変動が少なく安定的に推移している場合は、現況固定により予測します。

ごみの排出量の予測手法を、以下に示します。

- ①収集ごみは、可燃、不燃、粗大、資源の区別でごみ排出原単位を推計します。
- ②直接搬入ごみは、可燃、不燃、粗大の区別でごみ排出原単位を推計します。
- ③上記で求めたごみ排出原単位に将来人口を乗じて、将来のごみ排出量を算出します。

ごみ排出量の予測に使用する過去のデータは、平成17年度から平成27年度までの実績値とします。

【時系列分析(トレンド法)】

時系列分析は、過去のごみ排出量の推移の実績値を、一定の規則性を持つ回帰式に近似させ、その回帰式を将来まで延長することにより、将来の目標年度までの推計値を把握する手法で、一般的によく用いられる推計方法です。推計に用いる回帰式を以下に示します。

①一次式	$y = a \cdot x + b$
②対数式	$y = a \cdot \ln(x) + b$
③べき乗式	$y = a \cdot x^b$
④指数式	$y = a \cdot e^{(b \cdot x)}$
x : 年度 (基準年からの経過年数) y : x年度の推計値 a, b : 定数	

【ごみ処理基本計画】

(1) ごみ排出量の実績及び見通し

平成 17 年度から 27 年度におけるごみ排出量の原単位及び将来人口を基に予測した「ごみ排出量の実績及び見通し」を以下に示します。

本計画の目標年度（平成 37 年度）におけるごみ総排出量は、収集ごみ量減量及び人口減少等の減量要素が加わるため徐々に減少し、基準年度（平成 25 年度）と比べ、約 387 t/年（約 1.1%）減少する見込みです。

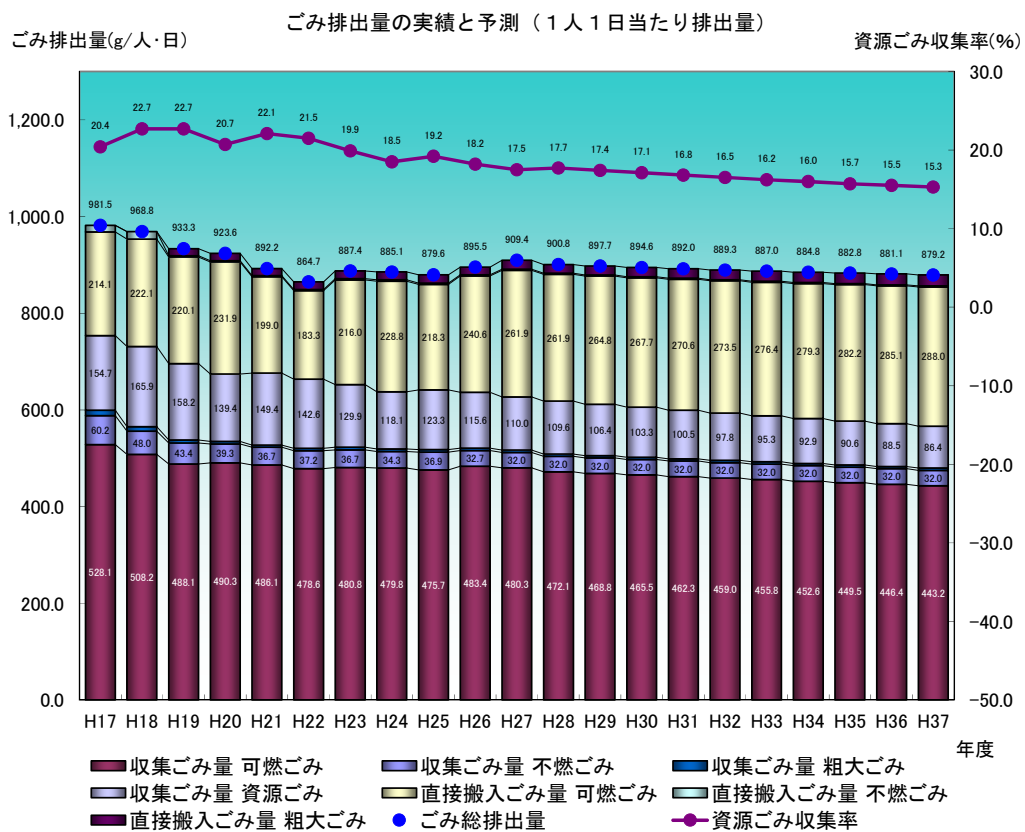
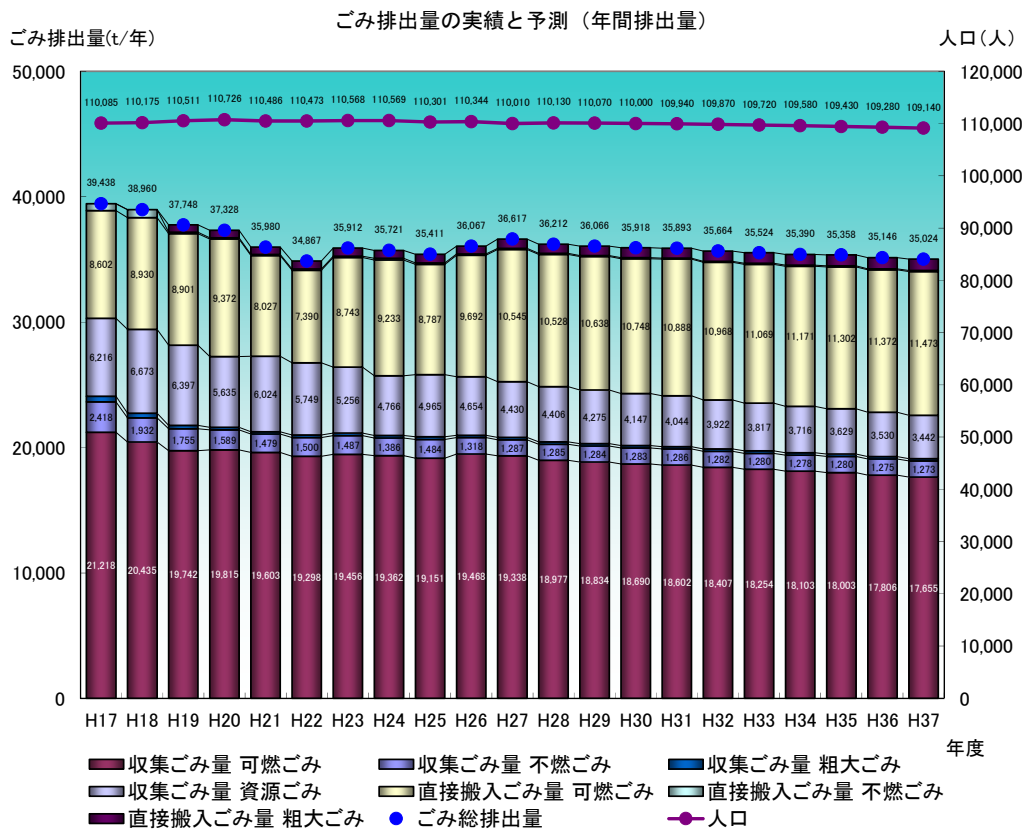
ごみ区分別にみると、可燃ごみの排出量は、平成 25 年度と比べ約 1,190 t/年（約 4.3%）増加し、不燃ごみは約 232 t/年（約 14.6%）、資源ごみは約 1,523 t/年（約 30.7%）減少する見込みです。

ごみ排出区分別にみると、生活系ごみの排出量は、平成 25 年度と比べ約 1,707 t/年（約 8.3%）減少し、事業系ごみの排出量は、約 2,782 t/年（約 32.3%）増加する見込みです。

■ ごみ排出量の実績及び見通し

区分	年度	H17	H22	H25	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
人口	人	110,085	110,473	110,301	110,010	110,130	110,070	110,000	109,940	109,870	109,720	109,580	109,430	109,280	109,140	
収集ごみ量	可燃ごみ	t/年	21,218	19,298	19,151	19,338	18,977	18,834	18,690	18,602	18,407	18,254	18,103	18,003	17,806	17,655
		t/日	58.1	52.9	52.5	52.8	52.0	51.6	51.2	50.8	50.4	50.0	49.6	49.2	48.8	48.4
		g/人・日	528.1	478.6	475.7	480.3	472.1	468.8	465.5	462.3	459.0	455.8	452.6	449.5	446.4	443.2
	不燃ごみ	t/年	2,418	1,500	1,484	1,287	1,285	1,284	1,283	1,286	1,282	1,280	1,278	1,280	1,275	1,273
		t/日	6.6	4.1	4.1	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
		g/人・日	60.2	37.2	36.9	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
	粗大ごみ	t/年	445	201	216	190	190	190	189	190	189	189	189	189	188	188
		t/日	1.2	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		g/人・日	11.1	5.0	5.4	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7
	資源ごみ	t/年	6,216	5,749	4,965	4,430	4,406	4,275	4,147	4,044	3,922	3,817	3,716	3,629	3,530	3,442
t/日		17.0	15.8	13.6	12.1	12.1	11.7	11.4	11.0	10.7	10.5	10.2	9.9	9.7	9.4	
g/人・日		154.7	142.6	123.3	110.0	109.6	106.4	103.3	100.5	97.8	95.3	92.9	90.6	88.5	86.4	
計	t/年	30,297	26,748	25,816	25,245	24,858	24,583	24,309	24,122	23,800	23,540	23,286	23,101	22,799	22,558	
	t/日	82.9	73.4	70.8	68.9	68.1	67.3	66.6	65.8	65.1	64.5	63.8	63.1	62.5	61.8	
	g/人・日	754.0	663.3	641.2	627.0	618.4	611.9	605.5	599.5	593.5	587.8	582.2	576.8	571.6	566.3	
直接搬入ごみ量	可燃ごみ	t/年	8,602	7,390	8,787	10,545	10,528	10,638	10,748	10,888	10,968	11,069	11,171	11,302	11,372	11,473
		t/日	23.6	20.2	24.1	28.8	28.8	29.1	29.4	29.7	30.0	30.3	30.6	30.9	31.2	31.4
		g/人・日	214.1	183.3	218.3	261.9	261.9	264.8	267.7	270.6	273.5	276.4	279.3	282.2	285.1	288.0
	不燃ごみ	t/年	539	87	107	87	87	87	87	87	87	87	86	87	86	86
		t/日	1.5	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		g/人・日	13.4	2.2	2.7	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	粗大ごみ	t/年	0	642	701	740	739	758	774	796	809	828	847	868	889	907
		t/日	0.0	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5
		g/人・日	0.0	15.9	17.4	18.4	18.4	18.9	19.3	19.8	20.2	20.7	21.2	21.7	22.3	22.8
	計	t/年	9,141	8,119	9,595	11,372	11,354	11,483	11,609	11,771	11,864	11,984	12,104	12,257	12,347	12,466
t/日		25.1	22.2	26.3	31.0	31.0	31.4	31.7	32.1	32.4	32.8	33.1	33.5	33.8	34.1	
g/人・日		227.5	201.4	238.3	282.4	282.4	285.8	289.1	292.5	295.8	299.2	302.6	306.0	309.5	312.9	
ごみ総排出量	可燃ごみ	t/年	29,820	26,688	27,938	29,883	29,505	29,472	29,438	29,490	29,375	29,323	29,274	29,305	29,178	29,128
		t/日	81.7	73.1	76.6	81.6	80.8	80.7	80.6	80.5	80.4	80.3	80.2	80.1	80.0	79.8
		g/人・日	742.1	661.9	693.9	742.2	734.0	733.6	733.2	732.9	732.5	732.2	731.9	731.7	731.5	731.2
	不燃ごみ	t/年	2,957	1,587	1,591	1,374	1,372	1,371	1,370	1,373	1,369	1,367	1,364	1,367	1,361	1,359
		t/日	8.1	4.3	4.4	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
		g/人・日	73.6	39.4	39.5	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1	34.1
	粗大ごみ	t/年	445	843	917	930	929	948	963	986	998	1,017	1,036	1,057	1,077	1,095
		t/日	1.2	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0
		g/人・日	11.1	20.9	22.8	23.1	23.1	23.6	24.0	24.5	24.9	25.4	25.9	26.4	27.0	27.5
	資源ごみ	t/年	6,216	5,749	4,965	4,430	4,406	4,275	4,147	4,044	3,922	3,817	3,716	3,629	3,530	3,442
t/日		17.0	15.8	13.6	12.1	12.1	11.7	11.4	11.0	10.7	10.5	10.2	9.9	9.7	9.4	
g/人・日		154.7	142.6	123.3	110.0	109.6	106.4	103.3	100.5	97.8	95.3	92.9	90.6	88.5	86.4	
計	t/年	39,438	34,867	35,411	36,617	36,212	36,066	35,918	35,893	35,664	35,524	35,390	35,358	35,146	35,024	
	t/日	108.0	95.6	97.1	99.9	99.1	98.7	98.3	97.9	97.5	97.3	96.9	96.6	96.3	95.9	
	g/人・日	981.5	864.7	879.6	909.4	900.8	897.7	894.6	892.0	889.3	887.0	884.8	882.8	881.1	879.2	
資源ごみ収集率 ÷ 収集ごみ	%	20.4	21.5	19.2	17.5	17.7	17.4	17.1	16.8	16.5	16.2	16.0	15.7	15.5	15.3	
事業系ごみ排出量 ÷ 直接搬入ごみ量に対する割合(%)	%	8,653	7,215	8,624	10,401	10,389	10,507	10,622	10,770	10,856	10,965	11,075	11,215	11,298	11,406	
生活系ごみ排出量 収集(可燃+不燃ごみ)	t/年	23,636	20,798	20,635	20,625	20,262	20,118	19,973	19,888	19,689	19,534	19,381	19,283	19,081	18,928	
	g/人・日	588.2	515.8	512.5	512.2	504.1	500.8	497.5	494.3	491.0	487.8	484.6	481.5	478.4	475.2	

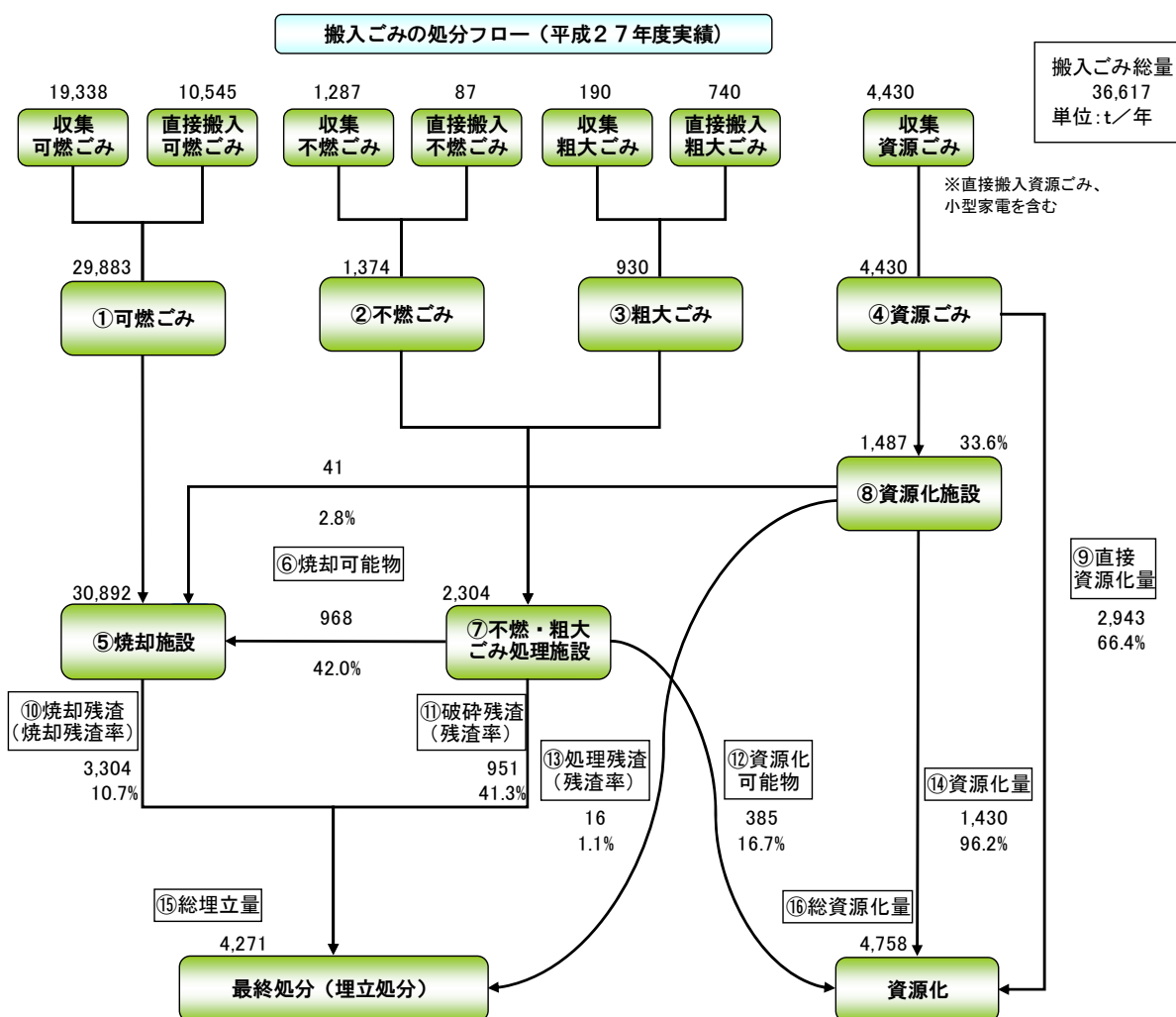
※平成 28 年度は、三豊市の都合により、三豊市北部から可燃ごみの収集・運搬が見込まれるが、上表の平成 28 年度排出量見通しには三豊市から収集されるごみ排出量見通しを含んでいない。



2.3 ごみ処理量の見込み

将来において、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けた場合、ごみ処理量が将来的にどのように変化するかについて予測を行います。

ごみの発生抑制や再生利用に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、今後の1人1日当たりのごみ排出量は過年度と同様のペースで推移すると考えられることから、今後のごみ処理量は、3.2で予測したごみ排出量に対して、過去の実績における処理方法を継続するとして予測します。



(1) ごみ処理量の実績及び見通し

「ごみ処理量の実績及び見通し」を以下に示します。

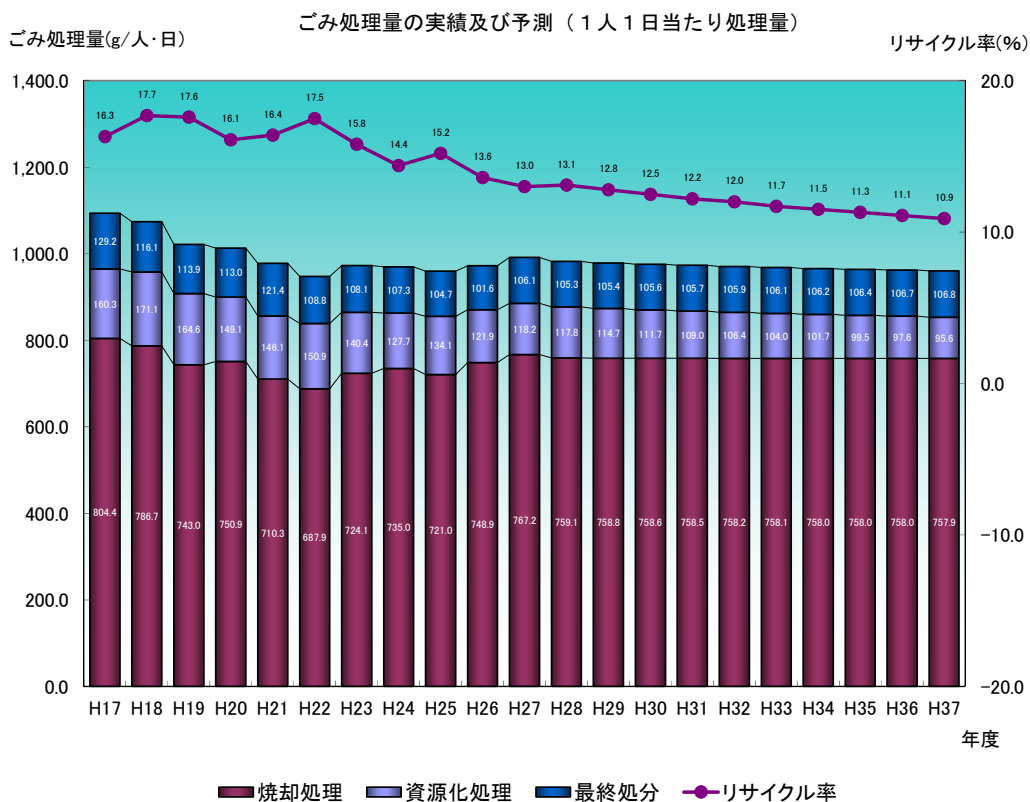
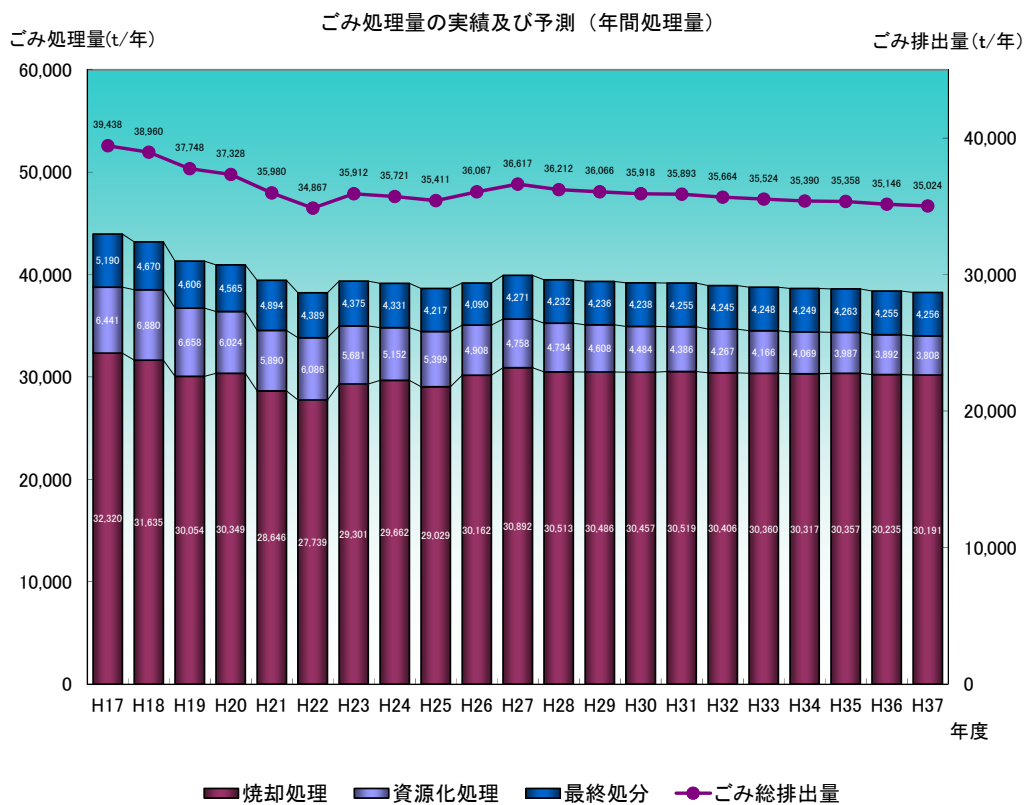
本計画の計画目標年次（平成 37 年度）におけるごみ処理量の内訳では、基準年次（平成 25 年度）と比べ、焼却処理量が約 1,162 t/年（約 4.0%）増加、最終処分量が約 39 t/年（約 1.0%）増加、資源化処理量が約 1,591 t/年（約 29.5%）減少する見込みです。さらに、リサイクル率は、約 15.2%から約 10.9%に低下(-4.3%)する見込みです。

■ごみの処理量の実績及び見通し

区分	年度	H17	H22	H25	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
人口	人	110,085	110,473	110,301	110,010	110,130	110,070	110,000	109,940	109,870	109,720	109,580	109,430	109,280	109,140	
ごみ総排出量	t/年	39,438	34,867	35,411	36,617	36,212	36,066	35,918	35,893	35,664	35,524	35,390	35,358	35,146	35,024	
焼却処理	直接焼却	t/年	29,820	26,688	27,937	29,883	29,505	29,472	29,438	29,490	29,375	29,323	29,274	29,305	29,178	29,128
		t/日	81.7	73.1	76.5	81.6	80.8	80.7	80.7	80.6	80.5	80.3	80.2	80.1	79.9	79.8
		g/人・日	742.1	661.9	693.9	742.2	734.0	733.6	733.2	732.9	732.5	732.2	731.9	731.7	731.5	731.2
	中間処理後焼却	t/年	2,500	1,051	1,092	1,009	1,008	1,014	1,019	1,029	1,031	1,037	1,043	1,052	1,057	1,063
		t/日	6.8	2.9	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9
		g/人・日	62.2	26.1	27.1	25.1	25.1	25.2	25.4	25.6	25.7	25.9	26.1	26.3	26.5	26.7
計	t/年	32,320	27,739	29,029	30,892	30,513	30,486	30,457	30,519	30,406	30,360	30,317	30,357	30,235	30,191	
	t/日	88.5	76.0	79.5	84.4	83.6	83.5	83.4	83.3	83.1	83.1	83.1	83.0	82.8	82.7	
	g/人・日	804.4	687.9	721.0	767.2	759.1	758.8	758.6	758.5	758.2	758.1	758.0	758.0	758.0	757.9	
資源化処理	直接資源化	t/年	4,728	3,960	3,382	2,943	2,926	2,839	2,754	2,685	2,604	2,534	2,467	2,410	2,344	2,285
		t/日	13.0	10.8	9.3	8.0	8.0	7.8	7.5	7.3	7.1	6.9	6.8	6.6	6.4	6.3
		g/人・日	117.7	98.2	84.0	73.1	72.8	70.7	68.6	66.7	64.9	63.3	61.7	60.2	58.8	57.4
	中間処理後資源化	t/年	1,713	2,126	2,017	1,815	1,808	1,769	1,730	1,701	1,663	1,632	1,602	1,577	1,548	1,523
		t/日	4.7	5.8	5.5	5.0	5.0	4.8	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	4.2
		g/人・日	42.6	52.7	50.1	45.1	45.0	44.0	43.1	42.3	41.5	40.8	40.1	39.4	38.8	38.2
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	t/年	6,441	6,086	5,399	4,758	4,734	4,608	4,484	4,386	4,267	4,166	4,069	3,987	3,892	3,808
		t/日	17.7	16.6	14.8	13.0	13.0	12.6	12.2	11.9	11.7	11.4	11.2	10.9	10.6	10.5
		g/人・日	160.3	150.9	134.1	118.2	117.8	114.7	111.7	109.0	106.4	104.0	101.7	99.5	97.6	95.6
最終処分	直接埋立	t/年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	焼却残渣	t/年	4,513	3,347	3,226	3,304	3,265	3,262	3,259	3,266	3,253	3,249	3,244	3,248	3,235	3,230
		t/日	12.4	9.2	8.8	9.0	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.8
		g/人・日	112.3	83.0	80.1	82.1	81.2	81.2	81.2	81.2	81.1	81.1	81.1	81.1	81.1	81.1
	中間処理残渣	t/年	674	1,042	991	967	967	974	979	989	992	999	1,005	1,015	1,020	1,026
		t/日	1.8	2.9	2.7	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8
		g/人・日	16.8	25.8	24.6	24.0	24.1	24.2	24.4	24.6	24.7	24.9	25.1	25.3	25.6	25.8
	計	t/年	5,190	4,389	4,217	4,271	4,232	4,236	4,238	4,255	4,245	4,248	4,249	4,263	4,255	4,256
		t/日	14.2	12.1	11.5	11.6	11.5	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6	11.7	11.7	11.7	11.6
		g/人・日	129.2	108.8	104.7	106.1	105.3	105.4	105.6	105.7	105.9	106.1	106.2	106.4	106.7	106.8
リサイクル率	資源化処理総量 ÷総排出量	%	16.3	17.5	15.2	13.0	13.1	12.8	12.5	12.2	12.0	11.7	11.5	11.3	11.1	10.9

※平成 28 年度は、三豊市の都合により、三豊市北部から可燃ごみの収集・運搬が見込まれるが、上表の平成 28 年度処理量見通しには三豊市から収集されるごみ処理量見通しを含んでいない。

【ごみ処理基本計画】



3. ごみ排出量及び処理量の目標

本市のごみの発生抑制や再生利用等の目標については、国等で定めている「廃棄物の減量化等の目標」との整合を図るために参考にすることとします。また、市独自で設定している目標については実績を踏まえ、一部見直して継続することとします。

3.1 国で定めている「廃棄物の減量化等の目標」

国では循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、

- ①循環型社会の形成に関する施策についての基本方針
- ②循環型社会の形成に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めています。

さらに、平成 25 年 5 月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中では、一般廃棄物の減量化等の目標値を次のとおり設定しています。

【第三次循環型社会形成推進基本計画】

区分		平成 12 年度 【基準年度】	計画期間	平成 32 年度 【目標年度】
● 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (集団回収量含む)	国の目標	1,185 g/人・日	約 25%削減する	890g/人・日
	本市に適用した場合の目標	1,036 g/人・日		国の目標 777g/人・日 予測値 889g/人・日
● 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	国の目標	660 g/人・日	約 25%削減する	500g/人・日
	本市に適用した場合の目標	638 g/人・日		国の目標 479g/人・日 予測値 491g/人・日
● 事業系ごみ排出量	国の目標	1,799 万 t/年	約 35%削減する	1,170 万 t/年
	本市に適用した場合の目標	8,089 t/年		国の目標 5,258 t/年 予測値 10,856 t/年

平成 32 年度における本市のごみ排出量の予測結果によると、国で定めている廃棄物の減量化等の目標を本市に適用した場合、すべての目標を達成できない見込みです。

3.2 香川県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」

香川県では平成 27 年 12 月に公表した「香川県廃棄物処理計画」において、質の高い循環型社会の構築に向けた施策を展開するため、次の施策の柱を設定し、

- ① 2R（リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]）の推進
- ② リサイクル[再生利用]の推進
- ③ 廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物の減量化等の目標値を次のとおり設定しています。

【香川県廃棄物処理計画】

区分		平成 25 年度 【基準年度】	計画期間	平成 32 年度 【目標年度】
●総排出量	県の目標	33.0 万 t /年	約 12%削減する	29.0 万 t /年
	本市に適用した場合の目標	35,411 t /年		県の目標 31,162 t /年 予測値 35,664 t /年
●1 人 1 日当たりのごみ排出量 (集団回収量含む)	県の目標	895 g /人・日	80g 削減する	815 g /人・日
	本市に適用した場合の目標	880 g /人・日		県の目標 800 g /人・日 予測値 889 g /人・日
●リサイクル率	県の目標	20.1%	24%にする (3%向上させる)	24.0%
	本市に適用した場合の目標	15.2%		県の目標 18.2% 予測値 12.0%
●最終処分量	県の目標	3.6 万 t /年	約 17%削減する	3.0 万 t /年
	本市に適用した場合の目標	4,217 t /年		県の目標 3,500 t /年 予測値 4,245 t /年

平成 32 年度における本市のごみ排出量の予測結果によると、県で定めている廃棄物の減量化等の目標を本市に適用した場合、すべての目標を達成できない見込みです。

3.3 市で定める「廃棄物の減量化等の目標」

市が定める指標には、「国で定めている廃棄物の減量化等の目標」、「香川県で定めている廃棄物の減量化等の目標」で示した各指標との整合を図るとともに、資源化率の向上や最終処分量の削減のため、今後とも継続してごみの減量化に取り組んでいく必要があることから、次の5つの目標を定めます。

廃棄物の減量化等の目標	設定主体	ごみ処理基本計画への適用
①1人1日当たりのごみ排出量	県	県の目標を参考とし設定する。
②1人1日当たりの生活系ごみ排出量	国	国の目標を参考とし設定する。
③事業系ごみ排出量	国	国の目標を参考とし設定する。
④リサイクル率	県	県の目標を参考とし設定する。
⑤資源ごみ収集率	市	市の目標を設定する。
最終処分量	県	結果指標とし、目標には設定しない。

また、目標として掲げる各数値は、国や県が定めた「廃棄物の減量化等の目標」を参考とするものとし、丸亀市に置き換えた値又は予測値と大きく乖離しない数値を達成目標にします。また、丸亀市環境基本計画で定めている目標との整合も図ります。

なお、香川県で定めている廃棄物の減量化等の目標のうち、最終処分量は、ごみの発生抑制やリサイクル率の向上等の各取組みの結果により最終処分量の減少につながることから、結果指標として捉え、廃棄物の減量化等の数値目標には採用しないことにします。

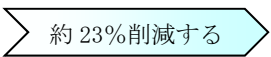
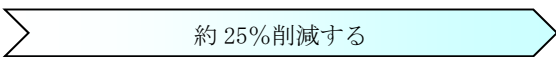
【ごみ処理基本計画】

(1) 1人1日当たりのごみ排出量の削減目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、1人1日当たりのごみ排出量は、平成32年度において889g/人・日(35,664t/年)、平成37年度において879g/人・日(35,024t/年)と予測しています。

予測結果では、国で定めている減量化等の目標(平成32年度において平成12年度比で25%削減する。)及び県で定めている減量化等の目標(平成32年度において平成25年度実績から80g削減する。)を達成できない見込みであることから、県の目標値を参考とし本市の目標値に設定し、ごみの減量を目指します。

【目標① 1人1日当たりのごみ排出量】

区分	平成12年度 【基準年次】	平成32年度 【中間目標年次】	平成37年度 【計画目標年次】
●1人1日当たりのごみ排出量(原単位) ※生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量含む 総排出量	実績値 1,036 g/人・日	国目標値 777 g/人・日 県目標値 800 g/人・日 (↑目標値に設定)	— —
	実績値 40,970 t/年	予測値 889 g/人・日 参考値 35,664 t/年	予測値 879 g/人・日 参考値 35,024 t/年
 			

※県の目標を参考とし設定するため、基準年度は平成12年度とします。

(2) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の削減目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成32年度において491g/人・日（19,689t/年）、平成37年度において475g/人・日（18,928t/年）と予測しています。

予測結果では、国で定めている減量化等の目標（平成32年度において平成12年度比で25%削減する。）を達成できない見込みであることから、国の目標値を参考とし本市の目標値に設定し、生活系ごみの減量を目指します。

【目標② 1人1日当たりの生活系ごみの排出量】

区分	平成12年度 【基準年次】	平成32年度 【中間目標年次】	平成37年度 【計画目標年次】
● 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（原単位） ※資源ごみ、集団回収を除く	実績値 638g/人・日	国目標値 479g/人・日 （↑目標値に設定） 予測値 491g/人・日	— 予測値 475g/人・日
	実績値 25,221t/年	参考値 19,689t/年	参考値 18,928t/年

※国の目標を参考とし設定するため、基準年度は平成12年度とします。

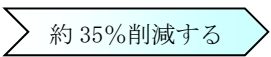
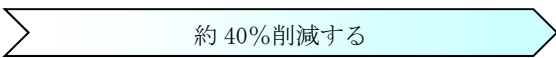
【ごみ処理基本計画】

(3) 事業系ごみ排出量の削減目標

事業所が、現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、事業系ごみの排出量は、平成 32 年度において 10,856 t /年、平成 37 年度において 11,406 t /年と予測しています。

予測結果では、国で定めている減量化等の目標（平成 32 年度において平成 12 年度比で 35%削減する。）を達成できない見込みであることから、事業系ごみ排出量は、国の目標値を参考とし本市の目標値に設定することにします。

【目標③ 事業系ごみ排出量】

区分	平成 12 年度 【基準年次】	平成 32 年度 【中間目標年次】	平成 37 年度 【計画目標年次】
●事業系ごみ排出量	実績値 8,089 t /年	国目標値 5,258 t /年 (↑目標値に設定) 予測値 10,856 t /年	— 予測値 11,406 t /年
		 	

※国の目標を参考とし設定するため、基準年度は平成 12 年度とします。

(4) リサイクル率の向上目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、リサイクル率は、平成 32 年度において約 12.0%、平成 37 年度において約 10.9%と予測しています。

予測結果では、県で定めているリサイクル率の目標（平成 32 年度においてリサイクル率を 24%にする。又は平成 25 年度実績に対してリサイクル率を 3%向上させる。）を達成できない見込みであることから、リサイクル率の向上目標は、県で定める目標値を参考とし本市の目標値に設定し、さらに、リサイクルの推進に努めます。

【目標④ リサイクル率】

区分	平成 25 年度 【基準年度】	平成 32 年度 【中間目標年次】	平成 37 年度 【計画目標年次】
●リサイクル率 (%) (資源化処理総量÷ごみ総排出量)	実績値 15.2%	県目標値 18.2% (↑目標値に設定) 予測値 12.0%	県目標値 24% 予測値 10.9%

※県の目標を参考とし設定するため、基準年度は平成 25 年度とします。

【ごみ処理基本計画】

(5) 資源ごみ収集率の向上目標

資源の循環的な利用を推進するため、本市では資源ごみ収集率を向上させる取組みを行っており、本市の環境基本計画において取組指標としています。

このため、本計画ではその指標を参考とし目標を設定します。

【目標⑤ 資源ごみ収集率】

区分	平成 17 年度 【基準年度】	平成 32 年度 【中間目標年次】	平成 37 年度 【計画目標年次】
●資源ごみ収集率 (%) (収集資源ごみ÷収集 ごみ量)	実績値 20.4%	目標値 22%	—
		予測値 16.5%	予測値 15.3%

※市の目標を設定するため、基準年度は平成 17 年度とします。

■廃棄物の減量化等の目標一覧

区分	【基準年度】	平成 32 年度 【中間目標年次】	平成 37 年度 【計画目標年次】
●目標① 1人1日当たりのごみ排出量（原単位） ※生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量含む総排出量	【H12年度】 実績値 1,036 g/人・日	目標値 800 g/人・日	目標値 777 g/人・日
	約23%削減する		約25%削減する
●目標② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（原単位） ※資源ごみ、集団回収を除く	【H12年度】 実績値 638 g/人・日	目標値 479 g/人・日	目標値 447 g/人・日
	約25%削減する		約30%削減する
●目標③ 事業系ごみ排出量	【H12年度】 実績値 8,089 t/年	目標値 5,258 t/年	目標値 4,853 t/年
	約35%削減する		約40%削減する
●目標④ リサイクル率（%） （資源化処理総量÷ごみ総排出量）	【H25年度】 実績値 15.2%	目標値 18.2%	目標値 24%
	3%向上させる		24%にする
●目標⑤ 資源ごみ収集率（%） （収集資源ごみ÷収集ごみ量）	【H17年度】 実績値 20.4%	目標値 22%	目標値 24%
	22%にする		24%にする

廃棄物の減量化等の目標	設定主体	ごみ処理基本計画への適用
① 1人1日当たりのごみ排出量	県	県の目標を参考とし設定する。 このため、基準年度はH12年度とする。
② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	国	国の目標を参考とし設定する。 このため、基準年度はH12年度とする。
③ 事業系ごみ排出量	国	国の目標を参考とし設定する。 このため、基準年度はH12年度とする。
④ リサイクル率	県	県の目標を参考とし設定する。 このため、基準年度はH25年度とする。
⑤ 資源ごみ収集率	市	市の目標を設定する。 このため、基準年度はH17年度とする。

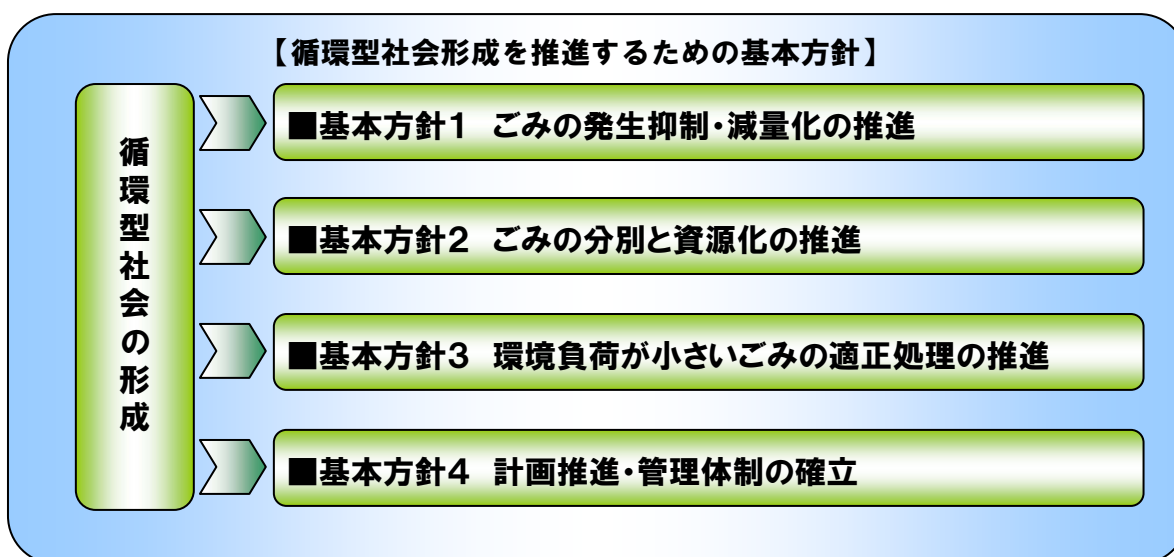
4. 目標の達成に向けた取組み

循環型社会形成を推進するための基本方針に基づき、ごみの減量・再資源化等の目標を達成するため、廃棄物処理の優先順位を踏まえ、基本的な取組みを定めます。

●廃棄物処理の優先順位

循環型社会形成推進基本法で定められた廃棄物処理の優先順位のことをいいます。

- ①廃棄物等の「リデュース[発生抑制]」と発生を回避する「リフューズ[廃棄物になるものを断る]」
- ②使用済み製品をそのまま使う「リユース[再使用]」
- ③廃棄物等を原材料として利用する「リサイクル[再生利用]」
- ④廃棄物等から熱を得ることにより利用する「熱回収」
- ⑤廃棄物の「適正処理」



■基本方針1 ごみの発生抑制・減量化の推進

市民、事業者、行政の協働により、生活系ごみ、事業系ごみの発生抑制・減量化を推進します。（リフューズ[廃棄物になるものを断る]、リデュース[発生抑制]）

- 具体的取組み
- ・発生抑制の推進
- ・啓発活動の推進

■基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたものの中から資源ごみを分別し、ごみの再資源化等を推進します。（リユース[再使用]、リサイクル[再生利用]）

- 具体的取組み
- ・分別の徹底と分別収集の充実
- ・再使用と再生利用の推進

■基本方針3 環境負荷が小さいごみの適正処理の推進

ごみの適正処理を行うため、不法投棄の防止に努め、計画的な施設の維持管理により環境にやさしいごみの適正処理を推進します。

- 具体的取組み
- ・計画的な収集・運搬計画
- ・適正な中間処理及び最終処分計画

■基本方針4 計画推進・管理体制の確立

廃棄物処理の優先順位に基づく3Rと適正処理を着実に実行するための基盤（体制・仕組み）を構築し、市民や事業者、関係機関と連携しながら、環境にやさしい循環型のまちづくりの実現を目指します。

- 具体的取組み
- ・市民や事業者、関係機関との協力体制の確立
- ・本計画及び各種事業、施策の進行管理の実施
- ・不法投棄対策の強化

4.1 ごみの発生抑制・減量化の推進

(1) ごみの発生抑制に向けた啓発活動

これまでの広報活動を踏まえ、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、以下の項目について積極的な啓発活動を行います。

また、ごみの適正な処理、リサイクルの推進に関する出前講座等にも積極的に対応します。

【市の取組み】

- ・ごみの発生抑制につながる生活スタイルの啓発を行います。
- ・マイバッグ運動や過剰包装の削減等の啓発を行います。
- ・厨芥ごみの減量化を促すための啓発を行います。
- ・容器包装廃棄物の削減を促すための啓発・支援を行います。
- ・不用品等の再使用促進のための啓発・支援を行います。(エコ丸工房等)
- ・環境教育、環境学習の充実を図ります。(エコ丸工房等)
- ・市民団体等による集団回収の推進に向けた啓発・支援を行います。
- ・生ごみ処理機補助金制度等の活用に関する啓発・支援を行います。
- ・事業所への指導・啓発を行います。
- ・小売店、商店街等への過剰包装等削減の協力要請を行います。

(2) ごみの発生抑制に向けた取組み

【市民の取組み】

- ・不要になるものは買わない、貰わない生活スタイルを心がけます。
- ・購入時には長く使用できるものを選び、可能なものは修理・修繕するなどして長く大事に使います。
- ・買い物際にはマイバッグを持参します。
- ・買いすぎや作りすぎに注意して、手つかずの食料品や食べ残しをなくします。
- ・過剰包装を断り、ばら売り商品や簡易包装商品を選びます。
- ・使い捨て商品の利用を減らし、再使用できる商品を選びます。
- ・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の自主回収に協力します。
- ・生ごみの水切りを徹底し、生ごみの減量化に取り組めます。
- ・生ごみ処理機やコンポスト容器を活用するなど、生ごみの減量化に取り組めます。
- ・市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

【事業者の取組み】

- ・原材料の選択や製造工程を工夫することなどにより、ごみの発生抑制や再生を考慮した商品の製造に努めます。
- ・過剰包装をやめ、包装の簡易化に取り組めます。
- ・小売り業者は、できる限り使い捨て製品の提供を抑制し、環境負荷の少ないグリーン製品を提供します。
- ・レジ袋の有料化やポイント制を活用するなど、レジ袋の削減に取り組めます。
- ・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の自主回収に取り組めます。
- ・社員への環境教育を進めるとともに、地域の関連イベント等に参加・協賛します。
- ・市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

4.2 ごみの分別と資源化の推進

分かりやすい分別表の作成や広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、家庭において分別排出に取り組みやすい環境をつくるための情報提供に努めます。

また、分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたものの中から資源ごみを分別するとともに、集団回収の充実を図るなど、ごみの資源化等を推進します。

【市の取組み】

- ・「ごみ収集カレンダー」を作成し、全戸配布を行います。
- ・市広報紙、市ホームページに情報を掲載します。
- ・啓発ポスター、チラシ等の活用による周知・啓発を図ります。
- ・違反ごみ等への対応を強化します。
- ・再使用を推進する啓発活動に努めます。
- ・資源ごみの盗難防止対策に努めます。

(1) 分別排出区分

ごみの減量化・資源化を進めるため、ごみの適切な分別を推進するとともに、分別することで資源化ができるもの（例：小型家電など）や従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出されていたものの中から資源ごみは収集するなど、分別排出の徹底を図ります。

■分別区分

分別区分	対象品目	
可燃ごみ (燃えるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆調理くず、残飯、貝殻 等 ◆紙くず、ちり紙、紙おむつ、すいがら、使い捨てカイロ 等 ◆包装等に使用されているやわらかいプラスチック類、ラップ類、パック類、チューブ類 ◆ほうき、箸、竹串 ◆繊維くず、ぬいぐるみ、まくら、ボール 等 ◆カップ類、発砲スチロール、トレイ類 ◆カセットテープ、ビデオテープ 等 ◆靴全般（安全靴を除く）、ハンドバッグ等ゴム・皮製品 ◆在宅医療に伴う廃棄物 ◆枯葉、小枝 等 	
不燃ごみ (破碎ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆陶器・金属の食器類 ◆鏡、ガラス類（耐熱ガラス、板ガラス、哺乳びん 等） ◆破碎が必要な硬いポリ類・プラスチック類 ◆一斗缶、バケツ、洗面器、歯ブラシ 等 ◆DVD、CD、レコード、ボールペン、針金、針金ハンガー、玩具 等 ◆植木鉢、花瓶 等 ◆やかん、鍋、フライパン 等 ◆刃物類、電球（蛍光灯以外） ◆ホースリール、安全靴 	
資源ごみ	◆缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製缶（ジュース・コーヒー缶、菓子・のり缶、カセットボンベ・スプレー缶、食用油缶等） ・アルミ製缶（ジュース、酎ハイ、ビール等）
	◆びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・駄びん ・生びん（ジュース、コーラ、ビール、酢、ウィスキー、一升びん等）
	◆紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞（広告紙含む） ・ダンボール ・雑誌、紙折箱、厚紙、紙袋、包装紙 ・牛乳パック、ジュースパック
	◆布類	
	◆ペットボトル	
	◆乾電池、水銀体温計、水銀温度計、ライター、傘、蛍光灯（電球型蛍光灯も含む） ◆小型家電	
粗大(大型)ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車、タンス・ソファ等、ふとん・毛布・じゅうたん等、ガスコンロ、カセットコンロ、テーブル、机、椅子、ベッド等 ※大きさがおおむね 18 リットル缶より大きく、一辺の長さが 50cm を越えるもので、大の指定ごみ袋に入らない大型のもの。例えば、引越しなどで出る大型のごみをいいます。 	

4.3 環境負荷が小さいごみの適正処理の推進

(1) 収集・運搬計画

本市で排出されるごみは、現在の収集・運搬体制を継続しますが、毎年度策定する「ごみ処理実施計画」により、効率的でかつ適正な収集・運搬計画に適宜見直しを行い実行します。

- ・計画的な収集・運搬計画の策定と実施
- ・ごみ集積所の適正な維持管理（ごみ集積所管理システムの構築など）
- ・環境対応車両導入の検討（収集運搬車両）

①収集・運搬体制

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
生活系ごみ	直営・委託 又は直接搬入	直営・委託 又は直接搬入	直営 又は直接搬入	直営 又は直接搬入
事業系ごみ	許可業者 又は直接搬入	—	—	許可業者 又は直接搬入

②収集頻度

分別区分		丸亀地区	飯山地区	綾歌地区
可燃ごみ		2回/週(一部1回)	2回/週	2回/週
不燃ごみ		2回/月(一部1回)	2回/月	2回/月
資源ごみ	缶類	概ね1回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)
	びん類			
	乾電池、水銀計、傘、蛍光灯		2回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)
	紙類			
	布類			
	ペットボトル	1回/月	2回/月	2回/月
小型家電	随時			
粗大ごみ		随時		

※ごみ収集日は毎年度のごみ収集カレンダーによる。

③収集方法

収集方法は、ステーション方式を継続します。また、ステーションの場所及び箇所数は、人口の状況、ステーションまでの距離や地域住民の要望等を考慮し、適宜見直しを行うものとしします。

また、地域外の市民によるごみ出し、収集日以外の排出等のマナー違反に対して、注意喚起のためのステッカー貼付のほか、地域住民による排出時の監視や定期巡回などを行い、ごみ排出のマナー向上に努めます。

■収集・運搬方法

排出区分	分別区分	収集方式	排出容器	ごみ収集・処理手数料	運搬先	
生活系	可燃ごみ	ステーション方式又は直接搬入も可	ステーションの場合は指定ごみ袋 直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	指定ごみ袋 大:40円/枚 大(マチ付):40円/枚 中:30円/枚 小:20円/枚 直接搬入の場合 100円/10kg	クリントピア丸亀	
	不燃ごみ					
	資源ごみ	缶類	ステーション方式	コンテナ	無料	クリーンセンター丸亀
		びん類		ひもで縛る		
		紙類		透明・半透明袋		
		布類				
		ペットボトル				
乾電池、水銀計、傘、蛍光灯	直接搬入	—				
小型家電						
粗大ごみ	戸別収集又は直接搬入も可	—	有料※	クリントピア丸亀		
事業系	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	直接搬入又は許可業者に委託	直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	200円/10kg	クリントピア丸亀	

※主な品目の粗大ごみ手数料

主な品目	手数料
エレクトーン、オートバイ(原付50cc以下)、健康器具・トレーニング器具、ソファ(2人掛以上)、畳、棚(スチール製)、机(スチール製)、ベッド(スプリング入りのマットレスは除く)、ベンチ、ロッカー等	700円
編み機、椅子、一輪車、スーツケース、乳母車・シルバーカー、車椅子、下駄箱、コタツ、座卓、三輪車・自転車等	500円
衣装ケース・収納ケース、じゅうたん・カーペット、ふとん(2枚まで)、座布団・クッション(5枚まで)、毛布(2枚まで)等	300円
直接搬入の場合	100円/10kg

(2) 中間処理計画

本市のごみ処理における中間処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合ごみ処理施設（クリントピア丸亀）において焼却処理と不燃・粗大ごみの破碎選別処理を行い、処理残渣は中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）で埋立処分を行っています。

資源ごみは、本市の資源化施設（クリーンセンター丸亀）において、缶類の選別・圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包、びん類の選別を行っています。

今後とも、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合において焼却処理と破碎選別処理を行います。また、資源ごみに関しては、本市の資源化施設で資源化処理を行います。

また、これら現有施設の適正な維持管理を図っていくものとします。

■ 中間処理施設と処理主体

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
中間処理施設	焼却施設	不燃・粗大ごみ 処理施設	不燃・粗大ごみ 処理施設	資源化施設
	クリントピア丸亀	クリントピア丸亀	クリントピア丸亀	クリーンセンター 丸亀
処理主体	中讃広域 行政事務組合	中讃広域 行政事務組合	中讃広域 行政事務組合	丸亀市

■焼却施設／不燃・粗大ごみ処理施設／リサイクルプラザ

項目	内容
施設名	クリントピア丸亀
所在地	香川県丸亀市土器町北一丁目 72 番地 2
焼却施設	炉形式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	焼却施設：処理能力：260 t / 日 (130 t / 24 h × 2 炉)
	建設年度：(着工)平成 6 年 8 月、(竣工)平成 9 年 3 月
不燃・粗大ごみ 処理施設	選別の種類：4 種選別(鉄、アルミ、可燃物、不燃物)
	破砕機形式：堅型衝撃・せん断併用回転式
	処理能力：45 t / 5 h
リサイクルプラザ (エコ丸工房)	ガラス工房、機械工房、木工房、石けん工房 その他工房（古着古布、電気他） 展示ホール
供用開始年度	平成 8 年度
事業主体	中讃広域行政事務組合

■資源化施設

項目	内容
施設名	クリーンセンター丸亀
所在地	香川県丸亀市川西町南乙 66 番地 1
処理能力	P E T ボトル圧縮梱包機：500kg/h
	缶類選別機：600kg/h
	ビン類自動色選別機：800kg/h
処理方式	P E T ボトル：圧縮梱包
	缶類：磁力選別→圧縮成型
	ビン類：3 色種別カレット(無色・茶・その他)
建設年度	(竣工)平成 15 年 3 月
供用開始年度	平成 14 年度
事業主体	丸亀市

■中間処理量の見込み（平成 28 年度～平成 32 年度）

区 分	平成 28～32 年度	年平均
焼却処理量（中間処理後の焼却処理量を含む）	140,935 t	28,187 t / 年
焼却以外の中間処理量（分別後の資源化処理量を含む）※	18,408 t	3,682 t / 年
直接資源化処理量	16,105 t	3,221 t / 年
合 計	175,448 t	35,090 t / 年

※排出された不燃、粗大、資源ごみから直接資源化処理量を除いたもの（分別等の中間処理をするごみ量）

(3) 最終処分計画

本市のごみ処理における最終処分は、中間処理過程において生じた、焼却残渣、不燃ごみ・粗大ごみ破碎残渣等であり、中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）において埋立処分を行っており、今後とも継続します。

埋立処分の目的は、生活環境の保全上支障が生じない方法で廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化・無害化することにあります。この目的を達成するため、減量・減容化の努力を講じ、埋立処分対象物、埋立処分量、地域環境等を考慮して適正な処分を今後とも実施していくものとします。

■最終処分場

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上 325 番 27
埋立容量	365,000 m ³ （残容量：110,609 m ³ ）※平成 27 年度末現在
埋立方法	セル方式+サンドイッチ方式
埋立期間	平成 11 年度～平成 39 年度
浸出水処理施設	処理水量：70m ³ /日 処理方式：生物処理+凝集沈殿
供用開始年度	平成 10 年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

項目	内容
施設名	飯山町不燃物埋立地
所在地	丸亀市飯山町東坂元
埋立容量	76,000 m ³ （残容量：40,416 m ³ ）
埋立方法	セル方式
埋立期間	昭和 61 年度～
浸出水処理施設	処理水量：26 m ³ /日 処理方式：接触酸化+凝集沈殿
供用開始年度	昭和 61 年度
設置主体	丸亀市

■最終処分量の見込み（平成 28 年度～平成 32 年度）

区 分	平成 28～32 年度	年平均
焼却残渣(焼却灰等)	17,053 t	3,411 t
中間処理残渣	4,726 t	945 t
最終処分量 計	21,779 t	4,356 t

5. 計画推進・管理体制の確立

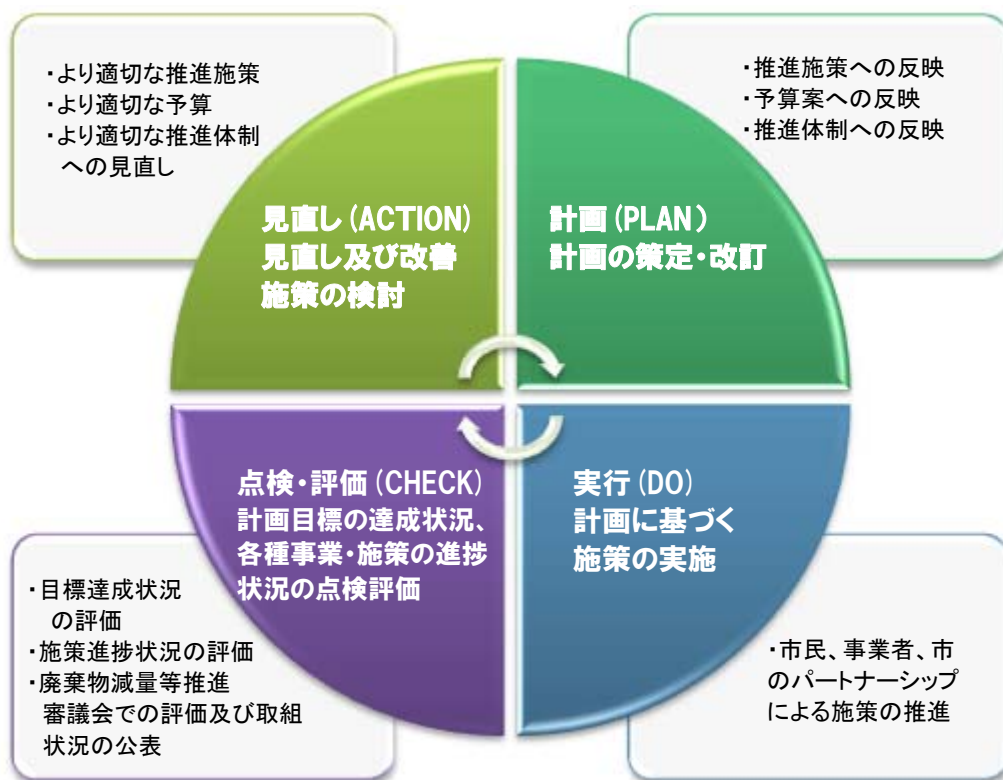
本計画を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが重要です。さらに、相互の協働関係をより一層強化することで、ごみの減量、再生利用を図り、持続性のある環境にやさしい資源循環型のまちづくりの実現を目指します。

5.1 管理評価システムの構築

(1) 計画の進捗管理

一般廃棄物処理基本計画は5年ごとに見直していく予定ですが、過去の行動を評価し、改善点を抽出し、改善点を正すための計画を策定し、実践します。すなわち、PDCAサイクル（PDCA：Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し））を実践することが重要となります。

今後、本計画で策定した施策の取組状況を確認し、環境への負荷や費用対効果等の面から評価、公表するとともに、これを踏まえて、改善策と新しい目標値の検討等、具体的な施策を展開します。



(2) 「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」による評価

本計画の管理評価の一環として、「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」において、本計画に記載した施策の取組状況を評価し、次年度以降の取組方法の改善を図るなど、施策の進捗管理を行います。また、この会議において概ね5年ごとに達成状況を確認し、目標値を見直していくなど、本計画の管理評価を行います。

「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」は、丸亀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条及び同規則第11条に基づき、識見を有する者、各種団体の代表者より、15名以内で組織されています。

5.2 不法投棄対策の強化

現在は、市職員による定期的パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。

今後は、ごみの適正処理について市民及び事業者等に対し啓発を行うとともに、警察等の関連機関や市民と連携して不法投棄の監視体制を強化します。

5.3 連携強化

(1) 市民、事業者、行政の連携強化

資源循環型の社会を構築し、継続していくために、市民、事業者及び行政が連携を強化し、自分の役割を確実に実行します。

(2) 国、県、周辺市町との連携強化

国、県と廃棄物の資源循環について、技術、実態、試験・研究の成果等に関する情報交換を行います。また、周辺市町等とも一層連携して情報交換を行います。

また、継続的な情報交換が行える仕組みづくりを検討するとともに、災害時における広域での緊急応援体制の確立を検討します。

第Ⅲ編 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題

1.1 水環境の概況と生活排水処理の必要性

本市は、土器川をはじめとする河川や多くのため池、そして瀬戸内海と身近な水環境に恵まれており、これら河川等の水質を保全するために公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業等を行っています。

本市の水環境は、市街部の河川や宅地化の進んでいる地域の河川については、生活排水の流入が多く、環境基準に適合していないなど良好な状態とはいえない箇所もありますが、これまでの生活排水対策の実施により全般的には改善傾向にあります。

また、近年の日常用水の使用量の増大等を背景に生活系負荷の比重が高まってきており、公共用水域の水質保全を図るために、今後とも工場・事業場の排水規制と併せて生活排水の適正な処理を推進していくことが重要です。

1.2 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理体系

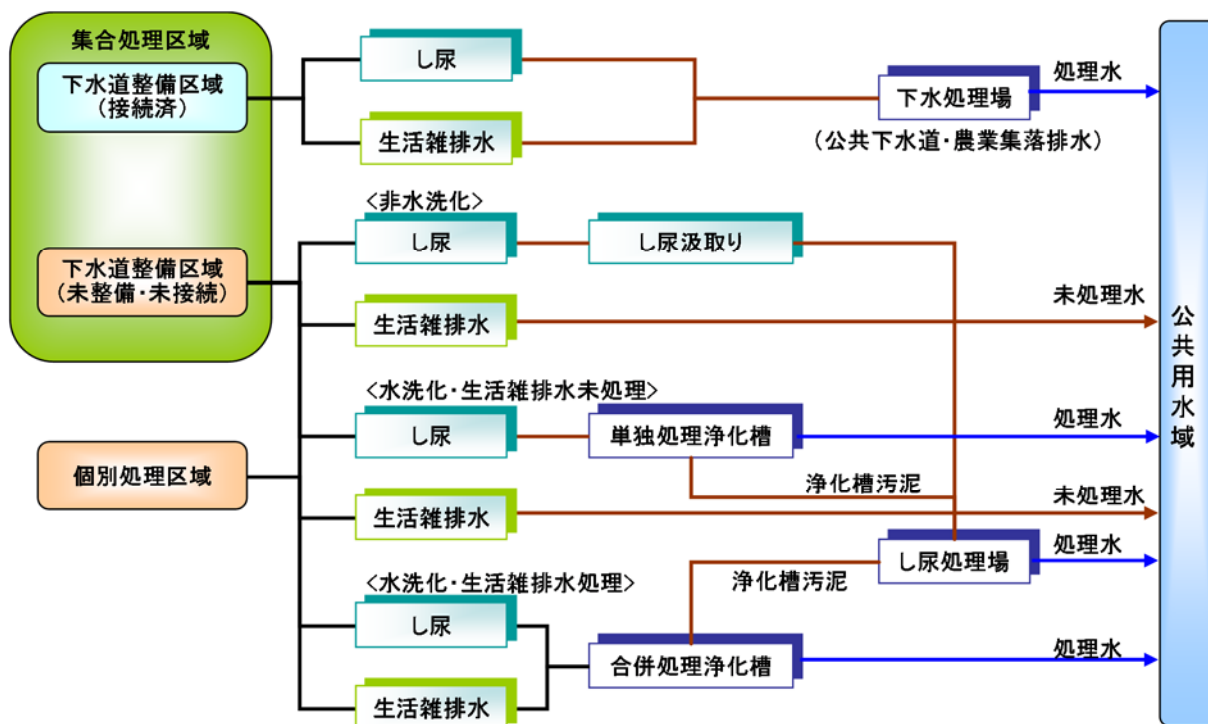
本市における生活排水処理の体系は、次に示すとおりです。

市域の生活排水の処理は、住宅密集地域を集合処理区域とし、公共下水道、農業集落排水施設により、し尿・生活雑排水の処理を実施しています。

集合処理区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と個別処理区域については、し尿汲取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽のいずれかにより処理を行っています。

なお、浄化槽法の改正により生活雑排水の処理が行えない単独処理浄化槽については、設置が認められておらず、今後、設置数は建替え等により減少していくことが見込まれます。

■生活排水の処理体系



(2) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口の推移は、次のとおりです。

■処理形態別人口の推移

項目	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1. 計画処理区域内人口	人	111,674	112,173	113,618	113,350	113,393	113,586
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (汚水適正処理人口)	人	71,918	73,336	74,946	76,199	76,496	76,872
	%	64.4	65.4	66.0	67.2	67.4	67.7
(1) 公共下水道処理人口	人	45,581	46,575	47,567	47,631	47,540	47,204
	%	40.8	41.5	41.9	42.0	41.9	41.6
(2) 合併処理浄化槽処理人口	人	23,900	24,117	24,717	25,891	26,310	27,049
	%	21.4	21.5	21.8	22.8	23.2	23.8
(3) 農業集落排水施設処理人口	人	2,437	2,644	2,662	2,677	2,646	2,619
	%	2.2	2.4	2.3	2.4	2.3	2.3
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽処理人口)	人	29,822	29,181	30,310	28,511	28,534	28,400
	%	26.7	26.0	26.7	25.2	25.3	25.0
4. 非水洗化人口	人	9,934	9,656	8,362	8,640	8,363	8,314
	%	8.9	8.6	7.3	7.6	7.3	7.3
(1) し尿処理人口	人	9,837	9,559	8,324	8,608	8,331	8,288
	%	8.8	8.5	7.2	7.5	7.2	7.2
(2) 自家処理人口	人	97	97	38	32	32	26
	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

資料：丸亀市

(3) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

■生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者（個人等）
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	市
単独処理浄化槽	し尿	設置者（個人等）
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中讃広域行政事務組合

(4) 公共下水道

本市の公共下水道は、丸亀処理区が昭和 30 年頃から着手し、昭和 45 年度から本格的な終末処理場（丸亀市浄化センター）を有する下水道事業に取り組んできました。また、飯山、綾歌地区については中讃流域下水道（大東川処理区域）流域関連公共下水道として下水道事業に取り組んできました。

平成 27 年度末までの普及率は約 44.4%となっています。

■公共下水道の概要（丸亀市浄化センター）

項目		全体計画	認可計画 (第 1 施設)	認可計画 (第 2 施設)
計画処理人口		41,934 人	41,934 人	41,934 人
計画流入水量	日平均汚水量	21,100 m ³ /日	20,900 m ³ /日	20,900 m ³ /日
	日最大汚水量	26,200 m ³ /日	26,000 m ³ /日	26,000 m ³ /日
	雨天時汚水量	107,800 m ³ /日	107,800 m ³ /日	107,800 m ³ /日
水処理系列数		2 系列	2 系列	2 系列
水処理能力	晴天時最大	26,200 m ³ /日	26,200 m ³ /日	37,400 m ³ /日
	雨天時時間最大	107,800 m ³ /日	107,800 m ³ /日	121,000 m ³ /日
汚泥処理系列		2 系列	2 系列	2 系列
汚泥処理能力		5 DSt/日	5 DSt/日	7 DSt/日

※第 1 施設とは、建設予定施設。第 2 施設とは、現有施設。

資料：丸亀市

■流域下水道の概要（中讃流域下水道 大東川処理区域）

項目	内容
流域下水道名	中讃流域下水道
処理区名	大東川
関係市町	丸亀市、坂出市、宇多津町、綾川町（2 市 2 町）
計画処理人口	76,500 人
計画処理面積	3,718.9 (ha)
計画処理能力	48,330m ³ /日
現有能力	24,000m ³ /日
幹線延長	28.6km（整備済）
供用開始	昭和 60 年 4 月

資料：丸亀市

■公共下水道の普及状況

年度	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	普及率 (%)※
平成 22 年度	1,609.9	48,256	43.1
平成 23 年度	1,616.8	48,946	43.6
平成 24 年度	1,625.2	50,115	44.1
平成 25 年度	1,688.6	50,314	44.4
平成 26 年度	1,696.3	50,308	44.4
平成 27 年度	1,700.3	50,385	44.4

※普及率：(公共下水道の利用可能人口／行政区域内人口)

資料：丸亀市

(5) 農業集落排水

本市における農業集落排水処理施設の概要については、次のとおりです。

農業集落排水処理施設は、飯山、綾歌の4処理区（岡地区、西坂元地区、三谷地区、赤坂地区）において供用中となっています。

■農業集落排水処理施設

事業採択年度	地区名	処理区名	計画人口	計画戸数	27年度末処理区域人口	事業実施年度	供用開始年度
H7	飯山	岡	830	188	528	H7～H11	H10
H8	綾歌	赤坂	730	150	369	H8～H14	H11
H10	飯山	西坂元	1,040	212	858	H10～H12	H13
H15	飯山	三谷	2,140	546	1,186	H15～H19	H18

資料：丸亀市

【生活排水処理基本計画】

(6) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域を除く市内全域において、生活排水処理の促進を図るため、「丸亀市浄化槽設置整備事業」により、合併処理浄化槽を設置する方に対して補助を行っています。

■浄化槽設置整備事業概要

項目		備考	
対象者		専用住宅（延べ床面積の1/2以上を居住の目的とした住宅）に浄化槽を設置しようとする者。ただし、販売及び賃貸を目的とする専用住宅に設置しようとする者は除く。	
対象地域		下水道（農業集落排水事業を含む）の事業計画区域以外の地域等	
対象となる浄化槽		環境省国庫補助指針適合品で、処理対象人員50人以下のもの	
補助金額 (円)	5人槽	444,000	延べ床面積が、140平方メートル以下の専用住宅に設置する場合
	6-7人槽	486,000	延べ床面積が、140平方メートルを超える専用住宅に設置する場合
	8-10人槽	576,000	・2世帯住宅（台所及び浴室が2つ以上ある場合） ・同一敷地内で、2戸以上の専用住宅に設置する場合
	11-20人槽	1,092,000	
	21-30人槽	1,860,000	
	31-50人槽	2,496,000	

※単独処理浄化槽を撤去する際にも補助金が出る場合があります。

※補助金額は、高度処理型（窒素又は磷除去型）の場合の金額です。

■合併処理浄化槽設置状況

年度	5～50人槽（基）	51人槽以上（基）	計（基）
平成22年度	427	3	430
平成23年度	314	0	314
平成24年度	285	0	285
平成25年度	351	0	351
平成26年度	334	0	334
平成27年度	270	0	270

資料：丸亀市

(7) 単独処理浄化槽

本市の単独処理浄化槽人口は、平成27年度実績で全体の約25%となっています。

今後、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽への転換が進むことにより、単独処理浄化槽人口は減少すると考えられます。

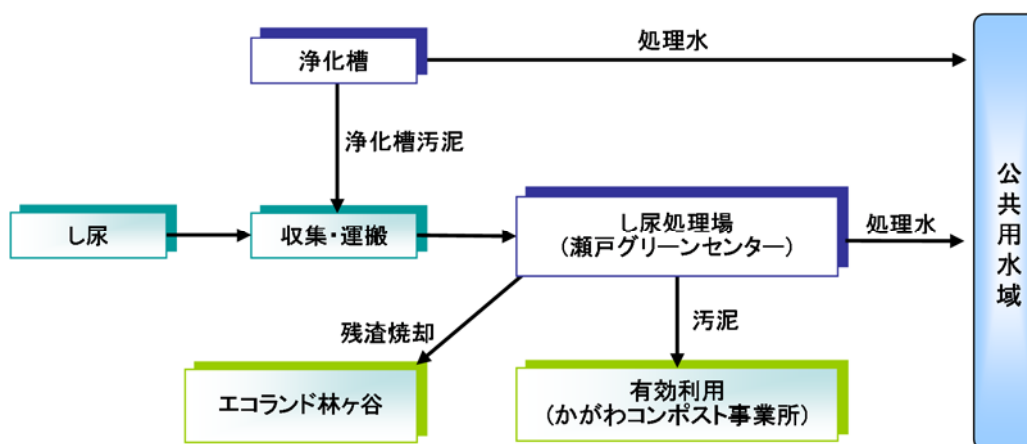
(8) し尿・浄化槽汚泥処理

①し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れは、次に示すとおりです。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、その全量の中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に運搬し、処理しています。また、同施設から発生する汚泥は、隣接する「かがわコンポスト事業所」へ運搬し、有効利用しています。

■し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ



本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、合併前の形態にも関係し、地区別に直営、委託及び許可の方法で行っています。

■し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬形態

地区	し尿		浄化槽汚泥	
	形態	収集頻度	形態	収集頻度
丸亀	直営・委託	不定期	直営・許可※	不定期
飯山	委託	不定期	許可	不定期
綾歌	委託	不定期	許可	不定期

※許可とは、浄化槽汚泥の収集・運搬を丸亀市から許可された業者。(丸亀市浄化槽清掃業許可業者)

②し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出（収集）量の推移は、次のとおりです。

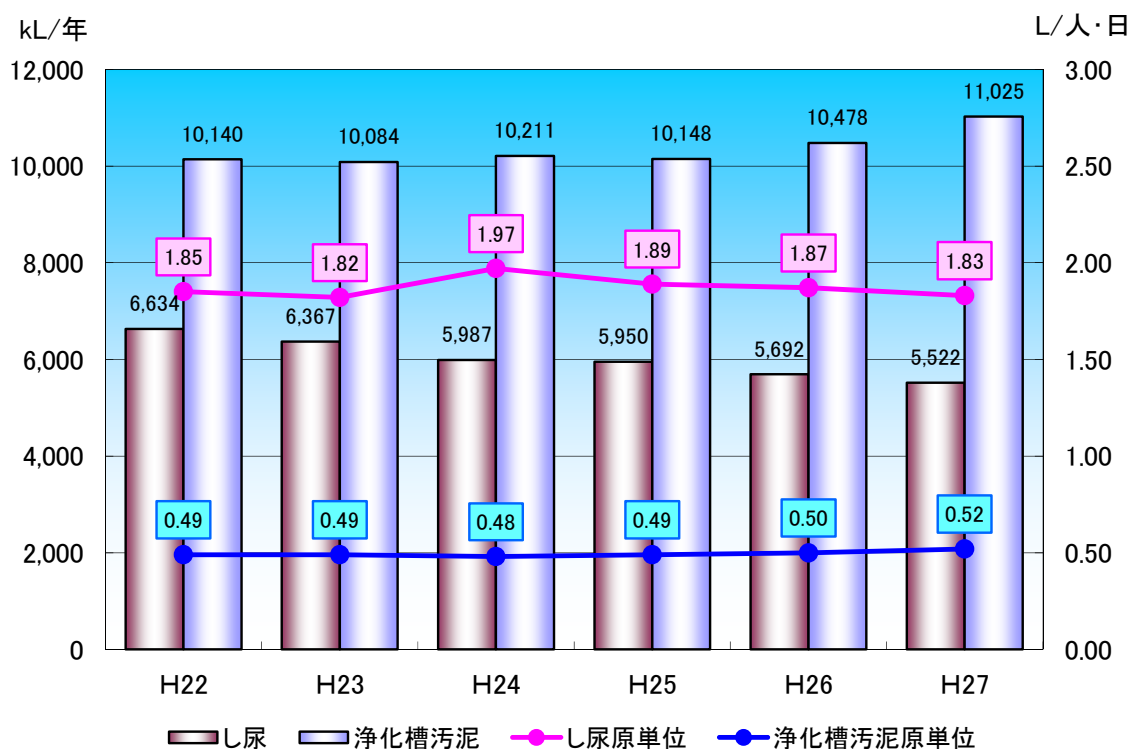
し尿は減少傾向を示し、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。

また、1人1日平均排出量（以下「排出原単位」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥ともに変動はありますが、全体的には横ばい傾向となっています。

■し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

年度	対象人口		排出量		原単位	
	し尿 (人)	浄化槽 (人)	し尿 (kL/年)	浄化槽汚泥 (kL/年)	し尿原単位 (L/人・日)	浄化槽汚泥原単位 (L/人・日)
H22	9,837	56,159	6,634	10,140	1.85	0.49
H23	9,559	55,942	6,367	10,084	1.82	0.49
H24	8,324	57,689	5,987	10,211	1.97	0.48
H25	8,608	57,079	5,950	10,148	1.89	0.49
H26	8,331	57,490	5,692	10,478	1.87	0.50
H27	8,288	58,068	5,522	11,025	1.83	0.52

※浄化槽は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び農業集落排水施設の総数とします。
資料：丸亀市



③し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の概要は、次のとおりです。

■し尿・浄化槽汚泥の収集運搬機材（平成 27 年度末）

項目	直営分		委託業者分		許可業者分	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
収集車 (バキューム車)	8 台	19kL	4 台	7kL	21 台	59kL
運搬車	3 台	27kL	0 台	0kL	1 台	9kL
計	11 台	46kL	4 台	7kL	22 台	68kL

資料：丸亀市（平成 28 年 3 月 31 日）

④中間処理の状況

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、すべて中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に搬入し、処理を行っています。

し尿処理場の概要は、下記のとおりです。

■し尿処理場の概要

項目	内容
施設名	瀬戸グリーンセンター
所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地
処理対象人口	260,000 人（中讃広域行政事務組合）※ 平成 27 年 3 月現在
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	174kL/日（し尿：64kL/日、浄化槽汚泥：110kL/日）
建設年度	平成 5 年 3 月（竣工）、平成 24 年 3 月（更新）
放流水質	PH:5.8～8.6 BOD:10mg/L 以下 COD:20mg/L 以下 SS:5mg/L 以下 T-N:25mg/L 以下 T-P:1mg/L 以下 色度:25 度以下 大腸菌:3,000 個/mg/L 以下
汚泥処理	強制通風式横型発酵（コンポスト化）
供用開始年度	平成 24 年度
管理体制	中讃広域行政事務組合

※処理対象人口は、丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町及び三豊市の人口総数とします。

⑤資源化・最終処分の状況

中讃広域行政事務組合のし尿処理施設の処理過程で発生する「し渣」については、同組合の焼却施設（クリントピア丸亀）で焼却処理しています。

また、汚泥は、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）へ搬入し、堆肥化を行い、有効利用を図っています。

■汚泥再生資源化施設の概要

項目	内容
施設名	かがわコンポスト事業所
所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地
処理対象人口	320,000 人 (中讃広域行政事務組合・観音寺市・三豊市) 平成 27 年 3 月現在
処理汚泥	し尿処理施設から発生する余剰汚泥 (浄化槽汚泥+余剰汚泥)
処理方式	強制通風式横型発酵
処理能力	16.59 t / 日 (脱水汚泥=含水率 82%)
建設年度	平成 27 年 3 月
製品量	3.2 t / 日 (含水率: 30~40%)
供用開始年度	平成 27 年度
管理体制	中讃広域行政事務組合

■最終処分場の概要

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上 325 番 27
埋立容量	365,000 m ³ (残容量: 110,609 m ³) ※平成 27 年度末現在
埋立方法	セル方式+サンドイッチ方式
埋立期間	平成 11 年度~平成 39 年度
浸出水処理施設	処理水量: 70m ³ /日 処理方式: 生物処理+凝集沈殿
供用開始年度	平成 10 年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

1.3 生活排水処理の課題

本市の平成 27 年度末における「生活排水処理率（污水適正処理率：生活排水処理人口／行政区域内人口）」は約 68%となっており、平成 37 年度（計画目標年次）における目標値（86%）の達成に向けて、今後とも生活雑排水処理人口の拡大が求められます。

◆公共下水道の整備推進

本市の下水道整備は、丸亀市公共下水道事業、中讃流域下水道大東川処理区流域関連公共下水道事業として、その整備に取り組んできましたが、下水道処理人口普及率は、平成 27 年度の実績では約 44%と低く、今後とも普及率の拡大を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進することが必要です。

◆農業集落排水施設の整備促進

農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの污水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備又は改築を行い、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資することを目的としています。

本市では、今後とも、水洗化率の向上、水洗化の促進が必要です。

◆合併処理浄化槽の設置促進

本市の生活排水処理のうち、公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない区域において、合併処理浄化槽は、生活雑排水とし尿を併せて処理するため、今後とも生活排水処理対策の有効な施設の一つとして、その普及を図る必要があります。

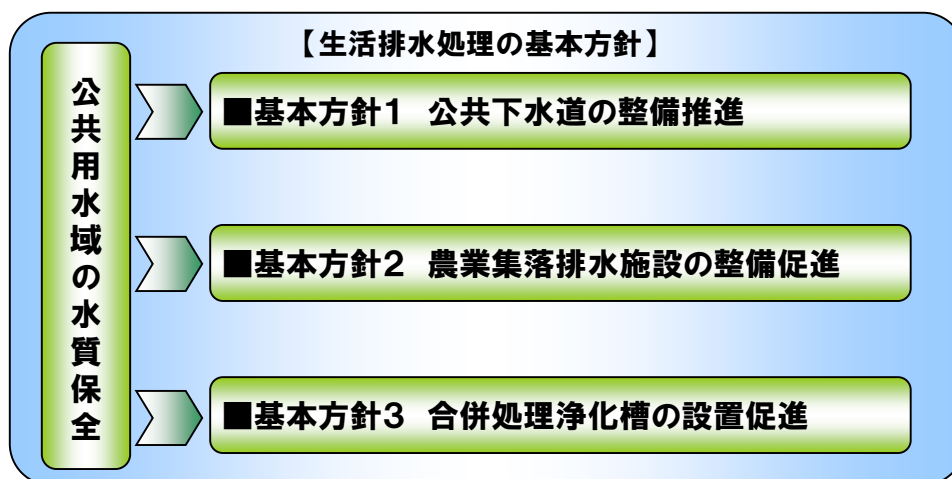
2. 生活排水の処理計画

2.1 生活排水処理の基本方針

21世紀は「環境の世紀」といわれており、水を取り巻く環境でも、生活雑排水等による海や河川などの汚染を防止し、良好な生活環境を守ることが重要な課題になっています。

本市においては、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業等を行っているところです。

今後とも、本市における生活排水処理の基本方針は、前期計画で掲げた生活排水処理の基本方針を引き継ぎ、次のとおりとします。



2.2 生活排水処理の目標

本計画で掲げた生活排水処理の基本方針に基づく取組みを積極的に推進する中で、その成果や進捗状況を確認し、さらに効果的な取組みを進めるために、【生活排水処理率を平成37年度において86%にする】の達成に向けて継続して取り組みます。

また、上位計画の「丸亀市環境基本計画」に示された関連する目標についても、共有するものとします。

■生活排水処理の目標

区分	平成27年度 (実績)	平成32年度 (中間目標年次)	平成37年 (計画目標年次)
生活排水処理率	68%	78%	86%

生活排水処理率（汚水適正処理率：生活排水処理人口／行政区域内人口）

■環境基本計画に示された関連する目標

区分		平成27年度 (実績)	平成32年度 (中間目標年次)	平成37年 (計画目標年次)
下水道普及率	下水道	44.4%	45.9%	47.3%
	農業集落排水施設	2.6%	2.6%	2.6%
水洗化率	下水道	93.7%	94.7%	94.7%
	農業集落排水施設	89.1%	89.0%	89.0%
合併処理浄化槽設置補助基数		6,600基	8,470基	9,670基

下水道普及率：（公共下水道等の利用可能人口／行政区域内人口）

水洗化率：（公共下水道等の使用人口／公共下水道等の利用可能人口）

本市では、目標達成のために、今後とも公共下水道事業等を進めるとともに、個別処理については補助事業による合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

また、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等により、公共下水道等への速やかな接続、合併処理浄化槽への切替えを図るものとします。

2.3 生活排水処理人口の推計

(1) 生活排水処理人口

平成 37 年度（計画目標年次）までの生活排水処理形態別人口の推計結果を示します。

■生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

項目	H22 年度 (実績)	H27 年度 (実績)	H32 年度 (中間目標)	H37 年度 (計画目標)
1. 計画処理区域内人口	111,674	113,586	107,301	104,500
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (汚水適正処理人口)	71,918 64.4%	76,872 67.7%	83,560 77.9%	90,226 86.3%
(1) 公共下水道処理人口	45,581 40.8%	47,204 41.6%	46,605 43.4%	46,822 44.8%
(2) 合併処理浄化槽処理人口	23,900 21.4%	27,049 23.8%	34,430 32.1%	40,950 39.2%
(3) 農業集落排水施設処理人口	2,437 2.2%	2,619 2.3%	2,525 2.4%	2,454 2.3%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽処理人口)	29,822 26.7%	28,400 25.0%	18,026 16.8%	10,838 10.4%
4. 非水洗化人口 (し尿処理人口・自家処理人口)	9,934 8.9%	8,314 7.3%	5,715 5.3%	3,436 3.3%

資料：丸亀市

(2) 公共下水道

本市の平成 27 年度末における公共下水道の普及率は約 44%となっており、今後とも普及率の拡大に努めます。

今後の整備計画は、以下のとおりです。

■公共下水道の整備計画概要

事業名	処理区域	H27 年度 (実績)		H32 年度 (中間目標)		H37 年度 (計画目標)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
公共下水道	丸亀	1,333.8	39,251	1,379.4	38,733	1,432.5	38,856
流域関連 下水道	飯山	233.7	4,728	240.9	4,621	249.4	4,609
	綾歌	132.8	3,225	164.7	3,251	199.4	3,357
計		1,700.3	47,204	1,785.0	46,605	1,881.3	46,822

資料：丸亀市

(3) 農業集落排水

本市における農業集落排水処理事業計画の概要については、次のとおりです。

本市では、計画目標年次（平成 37 年度）において 2,454 人の供用を見込んでいます。

■農業集落排水の整備計画概要

地区名	処理区名	H27 年度 (実績)		H32 年度 (中間目標)		H37 年度 (計画目標)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
飯山	岡	28.3	515	28.2	503	28.2	489
綾歌	赤坂	21.9	279	21.9	264	21.9	254
飯山	西坂元	32.2	765	31.5	739	31.5	719
飯山	三谷	39.7	1,060	39.6	1,019	39.6	992
計		122.1	2,619	121.2	2,525	121.2	2,454

資料：丸亀市

(4) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域を除く市内全域において、生活排水処理の促進を図るため、「丸亀市浄化槽設置整備事業」により、合併処理浄化槽を設置する方に対して補助を行っています。

今後とも、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備について補助制度を積極的に活用し推進するものとし、計画期間内においては「5ヵ年整備計画」に基づき推進していくものとします。

■合併処理浄化槽による処理人口の5ヵ年整備計画（補助による合併処理浄化槽）

規模別	H27 年度 (実績)	H32 年度 (中間目標)	H37 年度 (計画目標)
5 人槽（基）	3,788	5,043	5,983
6～7 人槽（基）	2,138	2,693	2,933
8～50 人槽（基）	674	734	754
計（基）	6,600	8,470	9,670
累計処理人口（人）	21,517	25,500	29,480

資料：丸亀市

(5) 単独処理浄化槽

本市の単独処理浄化槽人口は、平成 27 年度実績で全体の約 25%となっています。

今後、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽への転換が進むことにより、単独処理浄化槽人口は減少すると考えられます。

3. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

3.1 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画目標年次（平成 37 年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを示します。

■し尿・浄化槽汚泥排出量の見込み

項目		単位	H22 年度 (実績)	H27 年度 (実績)	H32 年度 (中間目標)	H37 年度 (計画目標)
対象人口	し尿	人	9,837	8,288	6,739	5,190
	浄化槽	人	56,159	58,068	54,981	54,242
	計	人	65,996	66,356	61,720	59,432
排出量	し尿	kL/年	6,634	5,522	4,502	3,671
	浄化槽汚泥	kL/年	10,140	11,025	9,966	9,008
	計	kL/年	16,774	16,547	14,468	12,679

資料：丸亀市

3.2 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 収集・運搬

し尿については直営と委託、浄化槽汚泥については直営と許可業者により収集・運搬を行っており、現在の体制を継続します。

さらに、今後の公共下水道等への移行に伴い、処理量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じた収集・運搬方式について、検討を進めていきます。

(2) 中間処理

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、すべて中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に搬入し処理を行っており、今後とも全量適正処理を行います。

(3) 資源化・最終処分

中讃広域行政事務組合のし尿処理施設の処理過程で発生する「し渣」については、同組合の焼却施設（クリントピア丸亀）で焼却処理しています。

また、汚泥は、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）へ搬入し、堆肥化を行い、有効利用を図っています。

今後とも、現状どおり資源化及び最終処分を継続します。

3.3 その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民に対する啓発運動として、発生源対策、処理施設対策、浄化槽対策、洗剤対策を講じるなど生活排水対策をより一層強化促進し、河川等水域の水環境の改善を目指すこととします。

●発生源対策

- ・排水の適正化（調理くず等の除去、廃食用油の自家処理又は再利用水の畑等への有効利用処理）

●処理施設対策

- ・集合処理施設の設置、個別処理施設の設置

●浄化槽対策

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正使用、適正管理

●洗剤対策

- ・石けん又はリンを含まない洗剤の適正使用

これらを推進するため、市民は上記対策の実施や協力等に心がけ、さらに市は市民への支援、指導、助言等を行うものとします。

また、本市では、このうち浄化槽の適正な運転管理及び保守点検について、香川県中讃保健福祉事務所と連携し、定期的な保守点検、清掃及び定期検査の実施について、市民並びに清掃業者に対し啓発、指導等を行い、その徹底に努めるものとします。

(2) 地域に関する諸計画との関係

公共下水道計画、農業集落排水計画、浄化槽設置整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとします。

また、地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとします。

第IV編 参考資料

1. 用語の解説

あ行

●一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」のことをいい、「ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）」と「し尿（し尿、浄化槽汚泥）」に分類されます。

か行

●家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。

●環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つが定められており、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

●合併処理浄化槽

合併処理浄化槽（じょうかそう）とは、水洗式トイレと連結して、し尿（糞及び尿）と併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のことです（浄化槽法より）。

●グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)

循環型社会の形成のためには、製品やサービスを購入する際に環境のことを考え、リサイクル製品やエコ製品等の環境に配慮した製品を率先して購入することを推進するための

【参考資料】

法律です。また、環境に配慮した製品を総称して、グリーン製品、グリーン商品とといいます。

●建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

●公共下水道

主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設です。

公共下水道には、個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せる流域関連公共下水道があります。

●公共用水域

公共用水域とは、水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことを指します。

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のことをいいます。ただし、下水道は除きます。

●コンポスト容器

コンポストは、堆肥の意味で、厨芥類などの生ごみや落ち葉を発酵させて堆肥をつくることをいいます。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて発酵させ、有機肥料を作るための装置です。最近では、電動式生ごみ処理機も家電メーカー等によって販売されるようになってきています。

さ行

●最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には主に埋立処分されます。埋立処分を行う施設が最終処分場であり、生活系ごみを埋め立てる「一般廃棄物最終処分場」では、ガラスくず等の不燃ごみや焼却施設から排出される焼却灰等が埋め立てられています。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

●残余容量

現存する最終処分場（埋立処分場）が満杯になるまでの埋立可能量（残存容量）のことをいいます。

●事業系ごみ

事業系ごみとは、一般廃棄物の「ごみ」のうち、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって排出されるごみのことをいいます。

●時系列分析(トレンド法)

時系列分析は、過去の実績値の推移を、一定の規則性を持つ回帰式に近似させ、その回帰式を将来まで延長することにより、将来予測をする方法です。

●資源化

不用となり排出されたものを、原材料として再び利用できるように加工することです。

●資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

事業者による製品の回収・再利用の実施などのリサイクル対策強化、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品からの部品などの再使用（リユース）のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指す

法律です。

●**集団回収**

自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

●**自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)**

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。

●**循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄物社会に代わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。

循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。

●**循環型社会形成推進基本法**

循環型社会の形成について、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

●**循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組み、各主体の役割等を定めています。

●食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。

●処分残渣

処分残渣（しょぶんざんさ）とは、ごみ焼却施設でごみを処理した後に残る焼却灰や飛灰（細かい粒子状の灰で集塵装置により捕集されたもの）の総称をいいます。

●浄化槽汚泥

浄化槽汚泥とは、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽を清掃する際に排出される汚泥のことをいいます。

●生活系ごみ(家庭ごみ)

生活系ごみ（家庭ごみ）とは、一般廃棄物の「ごみ」のうち、一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみのことをいいます。

●生活排水

生活排水とは、炊事、洗濯、入浴など一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水のことを指します。主要な内容としては、次の二つがあります。

- ・生活雑排水と呼ばれる台所、風呂および洗濯等の排水
- ・し尿と呼ばれるトイレからの排水

●3R

リデュース[発生抑制]（Reduce：資源を効率的に使用し製品を作り、又、長時間使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、リユース[再使用]（Reuse：使い捨てせず、繰り返し使用すること）、リサイクル[再生利用]（Recycle：資源として再び利用すること）の3つの頭文字をとって「3R」と呼んでいます。

た行

●単独処理浄化槽

し尿（トイレからの汚水）のみを処理するもので、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率65%以上、放流水のBOD濃度90mg/L以下であることが定められています。平成13年（2001年）4月1日以降の新設が禁止され、平成18年2月の法律改正時に浄化槽の定義が変更されたことに伴い、構造基準より削除されました。

●厨芥ごみ(ちゅうかいごみ)

台所から出る野菜のくずや食べ残しなどのごみのことをいいます。

●中間処理

収集したごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破砕、選別処理などによって、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立処分した後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを回収・選定し、有効利用することをいいます。

●特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、「爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」として廃棄物処理法施行令で定められている廃棄物を、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

な行

●生ごみ処理機

生ごみの減量・堆肥化を目的とした装置で、微生物を用い電気で適温に加熱し分解を促進するタイプと熱により乾燥するタイプがあります。

●農業集落排水処理施設

生産性の高い農業と活力ある農村社会を形成するため、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全等、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を農

業集落処理施設といいます。

は行

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等の内容とします。

●廃棄物処理の優先順位

循環型社会形成推進基本法で定められた次の廃棄物処理の優先順位のことをいいます。

(1)廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、(3)廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、(4)廃棄物等から熱を得ることにより利用する「熱回収」、(5)廃棄物の「適正処分」

ま行

●マイバッグ

リフューズ（廃棄物になるものを断る）の具体例の1つで、レジ袋を削減するために、買い物に行くときに繰り返して使用できるレジ袋の代りの袋のことをいいます。

や行

●容器包装廃棄物

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で規定されている商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、取り出されたりしたあとの不用となったものです。

●容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分

【参考資料】

担を定めた法律です。

●4R

リフューズ[廃棄物になるものを断る]（Refuse：使い捨てになる無料配布物を断り、資源を節約すること）の頭文字を「3 R」に加え、「4 R」と呼びます。

ら・わ行

●流域下水道

複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県が管理します。

一般的に河川の流域に沿って設置され、県の建設事務所のほか公社や組合で管理されます。

●リサイクル

廃棄物等を原材料として再生利用することです。例えば、びんを砕いて溶かし、再度びんを製造することや古紙を溶かして再生紙やトイレットペーパーを製造することなどが該当します。

2. 香川県の廃棄物の現状

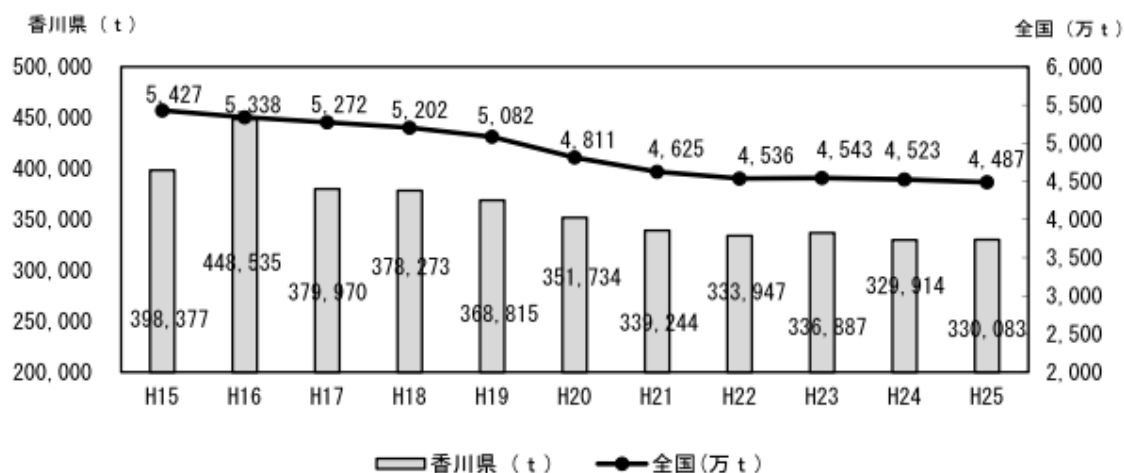
2.1 香川県廃棄物処理計画（平成 27 年 12 月策定）

香川県及び県内市町におけるごみ排出量状況の資料として、香川県廃棄物処理計画（平成 27 年 12 月）より次項を抜粋した。

(1) 一般廃棄物の排出状況

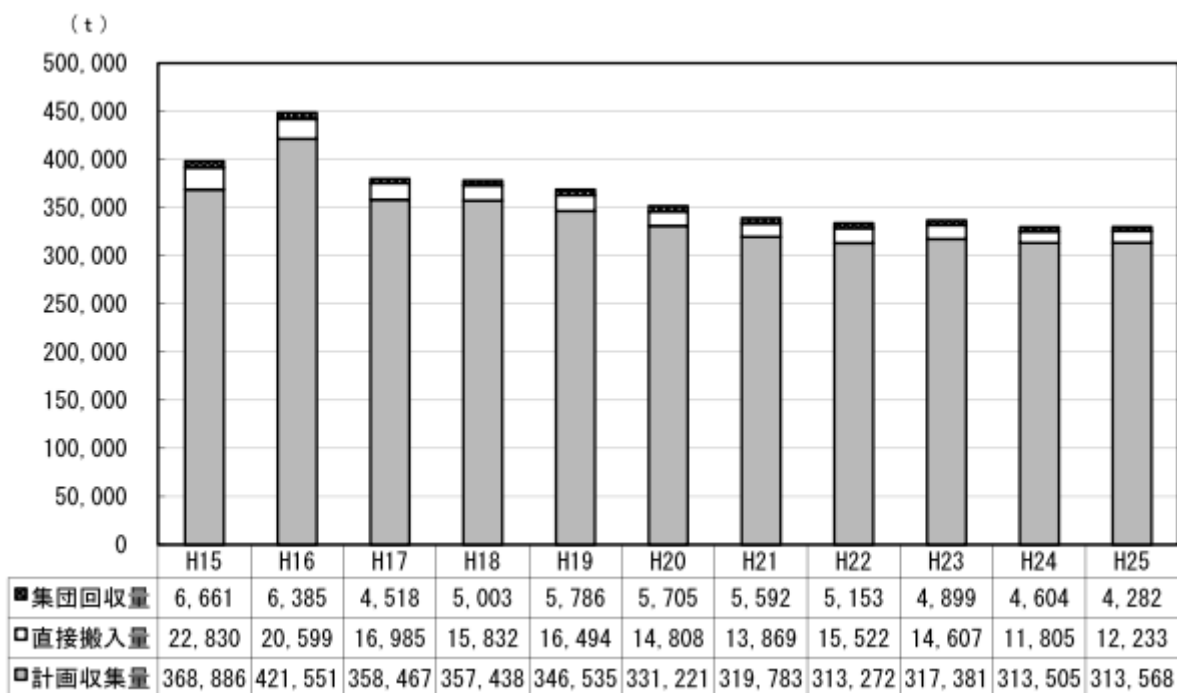
ごみ（一般廃棄物からし尿を除いたもの。以下同じ。）の総排出量は、県民のごみに対する意識の高まりなどにより、台風被害による災害廃棄物の影響があった平成 16 年度を除き、減少傾向にありましたが、近年は排出量の抑制が頭打ちとなっています。

平成 25 年度のごみの総排出量は、33.0 万トンであり、前年度とほぼ同量となっています。前計画の平成 27 年度の目標である 30.5 万トンを 2.5 万トン上回っています。



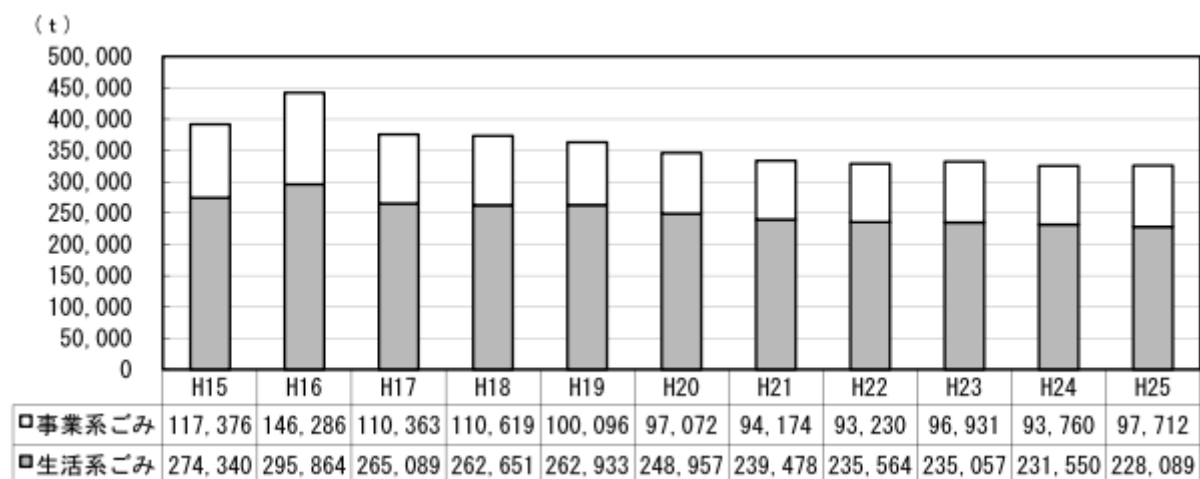
ごみの総排出量の推移（全国・香川県）

総排出量のごみ収集形態による内訳は、市町が直接収集する計画収集量が全体の 9 割以上となっています。



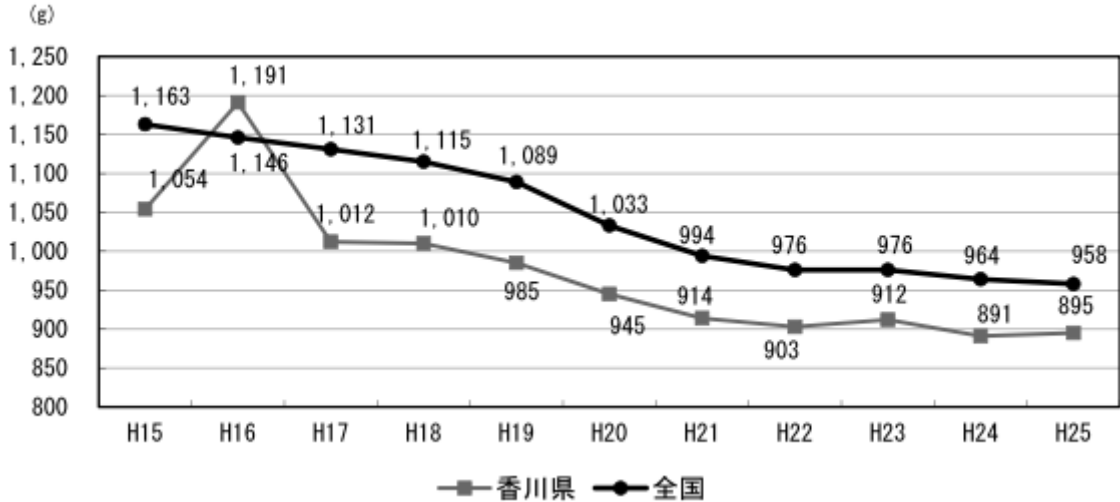
収集形態別の内訳（香川県）

平成 25 年度の計画処理量（計画収集量＋直接搬入量）32.6 万トンのうち、生活系ごみが 22.8 万トン（70.0%）、事業系ごみが 9.8 万トン（30.0%）となっています。生活系ごみは減少傾向にあります、事業系ごみは近年、横ばいとなっています。



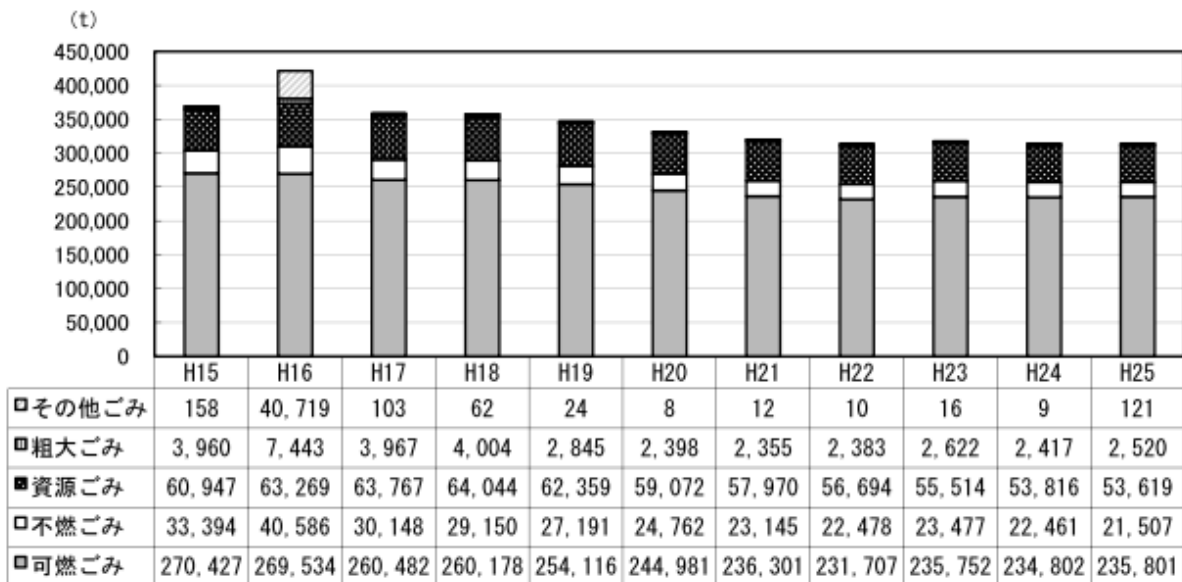
排出区分別排出量の推移（香川県）

1 人 1 日当たりの排出量の推移は、平成 25 年度は 895 グラムであり、平成 25 年度の全国平均は 958 グラムで、本県は災害廃棄物の影響があった平成 16 年度を除き全国平均を下回っています。



1 人 1 日当たりの排出量の推移（全国・香川県）

平成 25 年度の計画収集量（総排出量のうち、市町が収集した量）31.4 万トンのうち、可燃ごみが 23.6 万トンと全体の 7.5 割以上を占めています。

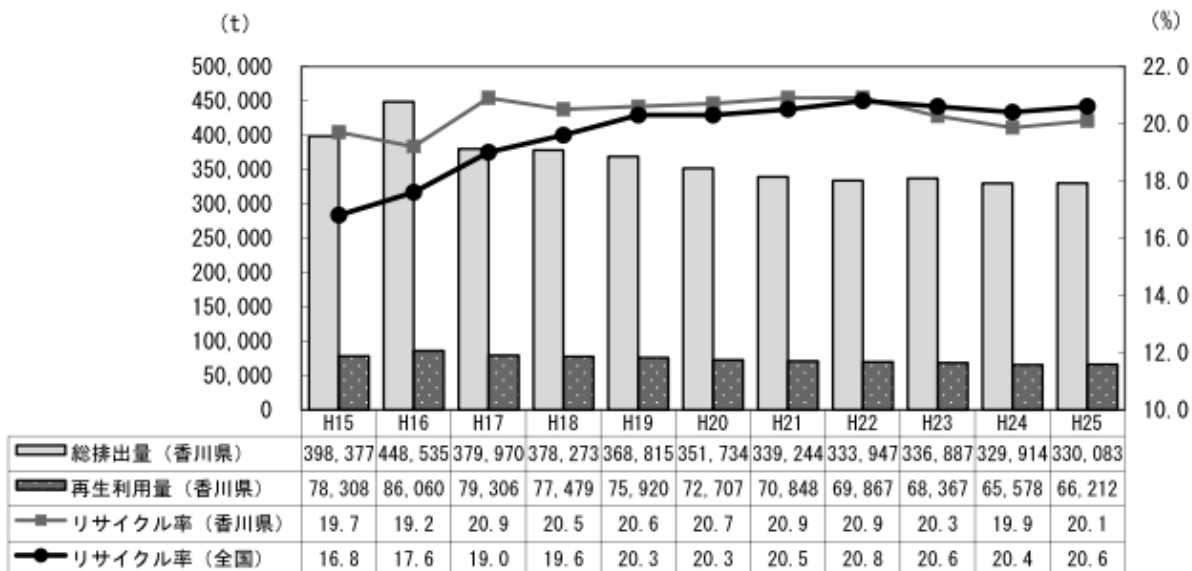


ごみの種類別排出状況の推移（香川県）

(2) リサイクルの状況

ごみのリサイクルの状況は、各市町において分別収集が進み、各種リサイクル法が整備されたこともあり、リサイクル率は平成 17 年度頃までは上昇傾向でしたが、近年は横ばいで推移しています。

平成 25 年度のリサイクル率は 20.1% で前年度と比較して 0.2 ポイント向上しました。平成 25 年度の全国平均は 20.6% で本県は全国平均より低い値となっています。



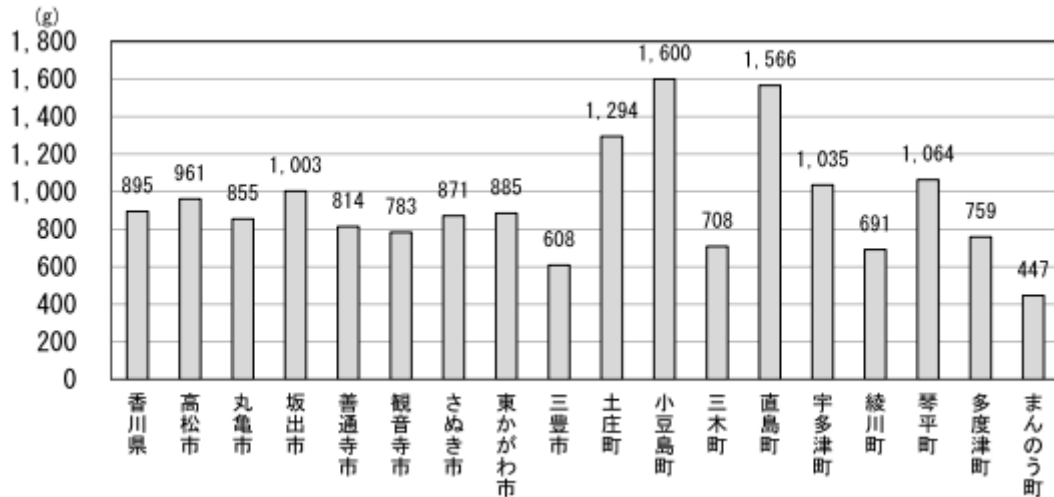
再生利用量・リサイクル率の推移（全国・香川県）

(3) 市町別排出の状況

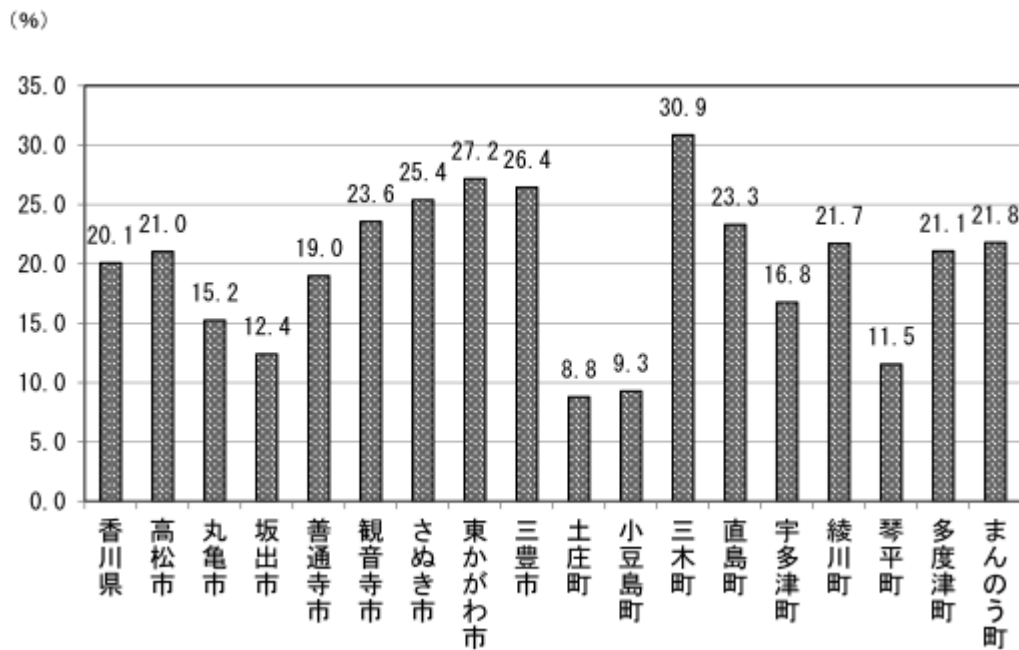
市町のごみの排出・処理状況の代表的な指標を比較してみると、どの指標においても市町に大きな差異があることがわかります。

1 人 1 日当たりのごみの排出量は、最大が 1,600 g、最少が 447 g と最大の自治体は最少の自治体の約 3.5 倍のごみを出していることとなります。(図 9)

リサイクル率は、最大の自治体が 30.9%、最小の自治体が 8.8%となっています。



1 人当たり排出量（市町）（平成 25 年度）



リサイクル率（市町）（平成 25 年度）

2.2 環境省一般廃棄物処理実態調査(平成 26 年度実績)結果

環境省一般廃棄物処理実態調査(平成 26 年度実績)の全体集計結果より、1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量についてとりまとめた。

■ 1 人 1 日当たりの排出量（全国・生活系ごみ）

都道府県	生活系ごみ (g/人日)	都道府県	生活系ごみ (g/人日)	都道府県	生活系ごみ (g/人日)
北海道	685	石川県	629	岡山県	666
青森県	713	福井県	704	広島県	571
岩手県	647	山梨県	717	山口県	705
宮城県	701	長野県	591	徳島県	731
秋田県	674	岐阜県	661	香川県	626
山形県	658	静岡県	653	愛媛県	682
福島県	783	愛知県	700	高知県	694
茨城県	721	三重県	712	福岡県	645
栃木県	684	滋賀県	622	佐賀県	623
群馬県	784	京都府	551	長崎県	651
埼玉県	693	大阪府	585	熊本県	588
千葉県	677	兵庫県	653	大分県	658
東京都	701	奈良県	664	宮崎県	645
神奈川県	680	和歌山県	722	鹿児島県	659
新潟県	712	鳥取県	596	沖縄県	553
富山県	705	島根県	666	全国	668

3. 丸亀市廃棄物減量等推進審議会

○丸亀市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	職名等
会長 板倉 宏昭	香川大学大学院地域マネジメント研究科 教授
井上 美智子	丸亀市環境審議会 委員
岡田 宣明	丸亀市中央商店街振興組合連合会 副理事長
高木 正之	丸亀商工会議所常議員 工業部会 部会長
副会長 宮内 桂子	丸亀商工会議所 女性会 副会長
三野 義雄	丸亀市一般廃棄物処理業許可業者 (有)丸亀リサイクルプラザ 代表取締役副社長
林 誠	香川県電機商業組合 丸亀支部 副支部長
秋澤 桂子	丸亀市婦人団体連絡協議会 飯山南婦人部 会長
南 俊平	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会 事務局次長
山本 久美子	丸亀市食生活改善推進協議会 会長
杉尾 眞澄	丸亀市連合自治会 理事
斎藤 亮子	生活協同組合コープかがわ 地域組合員 代表理事
福田 栄一	公募委員
村岡 久美子	公募委員

計 14 名

4. 計画策定の経緯

○丸亀市一般廃棄物処理基本計画策定の経緯

- | | |
|-------------------|--|
| 平成 28 年 8 月 24 日 | 経営会議にて計画策定スケジュールと計画(案)の説明 |
| 平成 28 年 9 月 7 日 | 丸亀市議会生活環境委員会にて計画(案)の事前説明 |
| 平成 28 年 10 月 5 日 | 丸亀市議会生活環境委員会協議会にて計画(案)の詳細説明 |
| 平成 28 年 10 月 26 日 | 平成 28 年度第 1 回丸亀市廃棄物減量等推進審議会にて計画(案)の諮問、審議 |
| 平成 29 年 1 月 5 日 | 定例庁議にてパブリックコメントの意見反映がなされた計画(案)の報告 |

○パブリックコメント(意見公募)

実施期間	平成 28 年 11 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日まで
------	---------------------------------------

丸亀市一般廃棄物処理基本計画

発 行 年 月	平成 29 年 3 月
発 行	丸亀市 生活環境部 クリーン課
電 話	0877-58-7453
F A X	0877-28-2351
E - m a i l	kurin-k@city.marugame.lg.jp

